

「思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について」に対する
関係利水者の回答

平成28年7月

国土交通省 関東地方整備局
独立行政法人 水資源機構



国閑整河計第63号

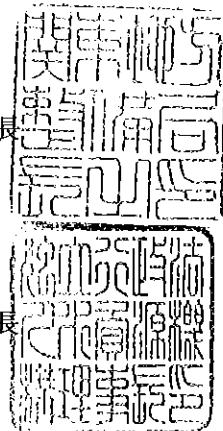
27ダ設第104号

平成27年12月25日

茨城県知事様

国土交通省 関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案

及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願ひ申し上げます。



国開整河計第63号

27ダ設第104号

平成27年12月25日

古河市長様

国土交通省 関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案

及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国閑整河計第63号

27ダ設第104号

平成27年12月25日

五霞町長様

国土交通省

関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長

恩川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案

及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、恩川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



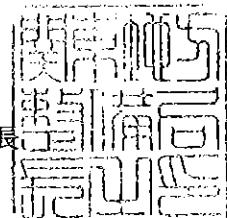
国開整河計第63号

27ダ設第104号

平成27年12月25日

栃木県知事様

国土交通省 関東地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



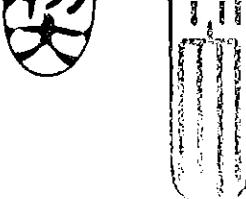
思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案

及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国閑整河計第63号

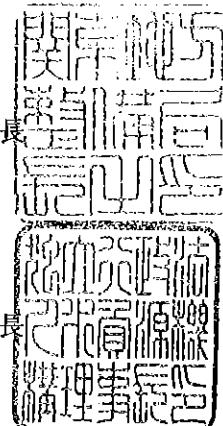
27ダ設第104号

平成27年12月25日

宇都宮市長様

国土交通省 関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長

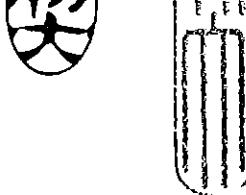


思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国関整河計第63号

27ダ設第104号

平成27年12月25日

足利市長様

国土交通省 関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国開整河計第63号

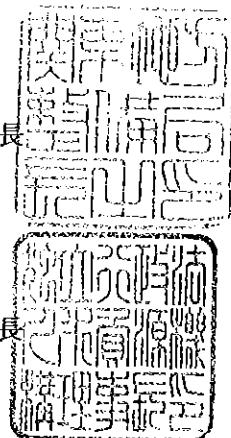
27ダ設第104号

平成27年12月25日

佐野市長様

国土交通省 関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案

及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国閑整河計第63号

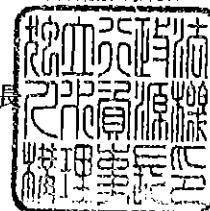
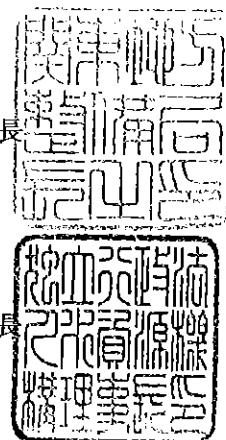
27ダ設第104号

平成27年12月25日

鹿沼市長様

国土交通省 関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長



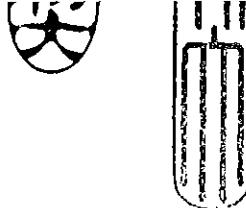
思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案

及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願ひ申し上げます。



国閥整河計第63号

27ダ設第104号

平成27年12月25日

小山市長様

国土交通省 関東地方整備局長

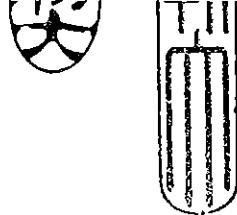
独立行政法人 水資源機構理事長

思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国開整河計第63号

27ダ設第104号

平成27年12月25日

日光市長様

国土交通省 関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長

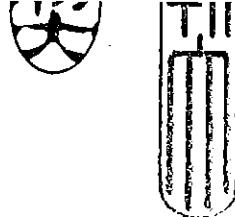


思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渴水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渴水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国開整河計第63号

27ダ設第104号

平成27年12月25日

群馬県知事様

国土交通省 関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国開整河計第63号

27ダ設第104号

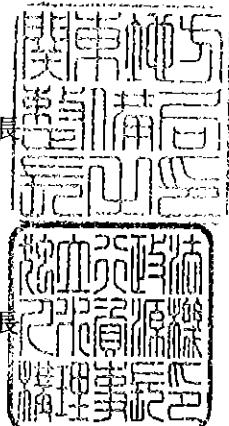
平成27年12月25日

桐生市長様

国土交通省

関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長

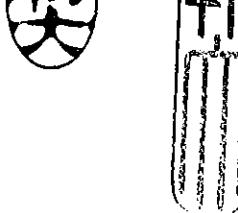


思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国開整河計第63号

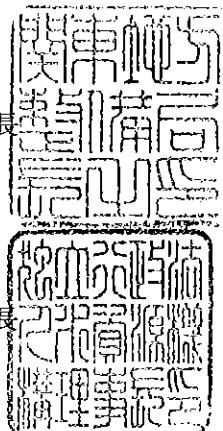
27ダ設第104号

平成27年12月25日

中之条町長様

国土交通省 関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長

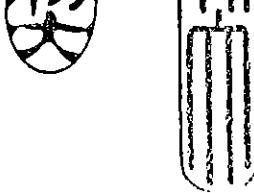


思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国開整河計第63号

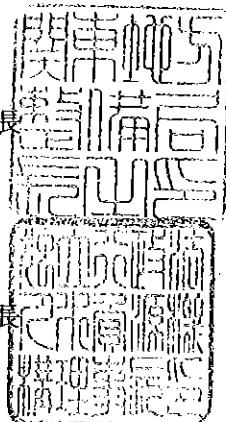
27ダ設第104号

平成27年12月25日

高崎市長様

国土交通省 関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長

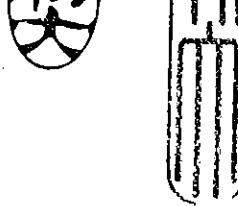


思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国関整河計第63号

27ダ設第104号

平成27年12月25日

富岡市長様

国土交通省 関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長

思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渴水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渴水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国閑整河計第63号

27ダ設第104号

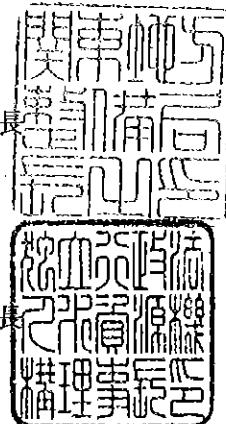
平成27年12月25日

藤岡市長様

国土交通省

関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国閥整河計第63号

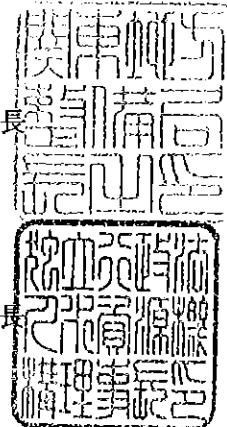
27ダ設第104号

平成27年12月25日

埼玉県知事様

国土交通省 関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国関整河計第63号

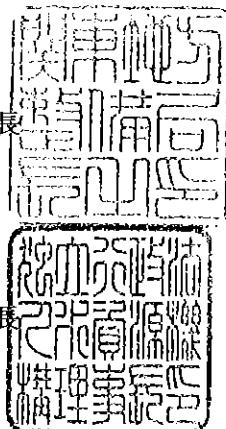
27ダ設第104号

平成27年12月25日

神川町長様

国土交通省 関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長

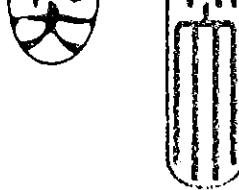


思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国開整河計第63号

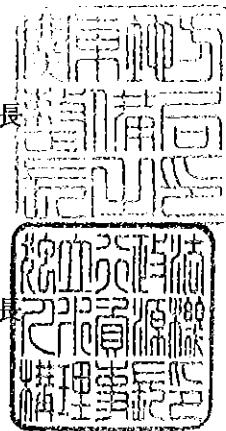
27ダ設第104号

平成27年12月25日

千葉県知事様

国土交通省 関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長

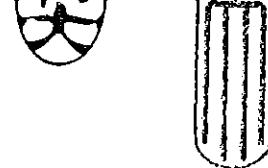


思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国開整河計第63号

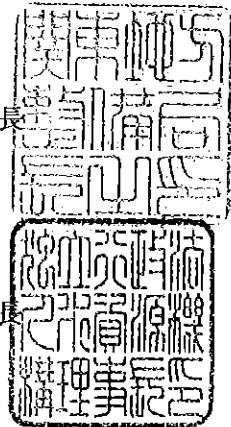
27ダ設第104号

平成27年12月25日

東京都知事様

国土交通省 関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渴水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渴水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国開整河計第63号

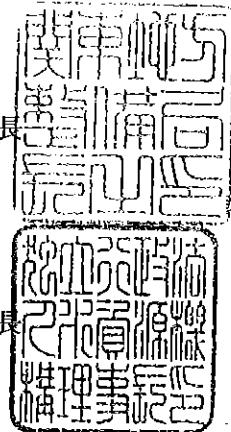
27ダ設第104号

平成27年12月25日

北千葉広域水道企業団企業長様

国土交通省 関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長

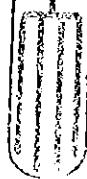


思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。



国閑整河計第63号

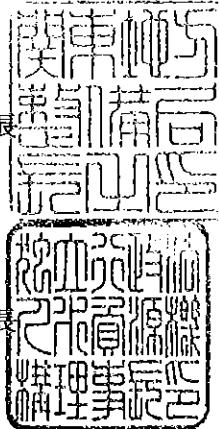
27ダ設第104号

平成27年12月25日

東京電力株式会社 代表執行役社長 様

国土交通省 関東地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政及び水資源機構事業に御協力いただき感謝申し上げます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討において抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案について、別添1のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成28年1月20日（水）までに御回答いただきたくお願い申し上げます。

(別添 1)

思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案 及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について

関東地方整備局及び水資源機構では、平成 22 年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成 22 年 9 月 28 日付け国河計調第 7 号) (以下「実施要領細目」といいます。)に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局及び水資源機構において、概略検討により、下記に示す複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第 4 再評価の視点 1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、iv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討、及び v) その他の目的に応じた検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度(目標)・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

1 御意見を頂きたい事項

(1) 新規利水対策案

(別添 5) 資料参照

① 南摩ダム

② ケース 1 - 3

地下水取水 + ダム再開発 (湯西川ダムかさ上げ + 下久保ダムかさ上げ)

③ ケース 2

他用途ダム容量買い上げ (矢木沢ダム治水容量 + 藤原ダム治水容量 + 薩原ダム治水容量 + 五十里ダム治水容量)

- ④ ケース 3
他用途ダム容量の買い上げ（矢木沢ダム発電容量+須田貝ダム発電容量+丸沼ダム発電容量）+ダム再開発（湯西川ダムかさ上げ）
- ⑤ ケース 4
ダム使用権等の振替（奈良俣ダム、草木ダム、川治ダム、四万川ダム、道平川ダム、桐生川ダム、松田川ダム）+ダム再開発（湯西川ダムかさ上げ）

（2）流水の正常な機能の維持対策案

（別添 6）資料参照

- ① 南摩ダム
- ② ケース 1－1
ダム再開発（湯西川ダムかさ上げ+下久保ダムかさ上げ）
- ③ ケース 2
他用途ダム容量買い上げ（矢木沢ダム治水容量+藤原ダム治水容量+菌原ダム治水容量+五十里ダム治水容量）
- ④ ケース 3
他用途ダム容量の買い上げ（矢木沢ダム発電容量+須田貝ダム発電容量+丸沼ダム発電容量）+ダム再開発（湯西川ダムかさ上げ）
- ⑤ ケース 4
ダム使用権等の振替（奈良俣ダム、草木ダム、川治ダム、四万川ダム、道平川ダム、桐生川ダム、松田川ダム）+ダム再開発（湯西川ダムかさ上げ）

（3）異常渇水時の緊急水の補給対策案

（別添 7）資料参照

- ① 南摩ダム
- ② ケース 1－1
ダム再開発（下久保ダムかさ上げ）

- ③ ケース 2
他用途ダム容量買い上げ（矢木沢ダム治水容量+藤原ダム治水容量+菌原ダム治水容量）
- ④ ケース 3
他用途ダム容量の買い上げ（矢木沢ダム発電容量+須田貝ダム発電容量+丸沼ダム発電容量）
- ⑤ ケース 4
ダム使用権等の振替（奈良俣ダム、草木ダム、四万川ダム、道平川ダム、桐生川ダム、松田川ダム）

- 2 回答様式 (別添 2)、(別添 3)、(別添 4)
- 3 留意して頂く点
頂いた御意見及び貴職の名称等は公表させて頂く予定です。予め御承知おき下さい。
- 4 期限
大変恐縮ですが、平成 28 年 1 月 20 日（水）までに御回答いただきますようお願いいたします。
※調整等により、期限までに回答することが難しい場合は、お手数ですが問い合わせ先まで御連絡ください。
- 5 提出先
独立行政法人 水資源機構 ダム事業部 設計事業課
住所：〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心 11 番地 2
ランド・アクシス・タワー

6 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川計画課

住所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

T E L (直通) 048-600-1335 F A X 048-600-1378

独立行政法人 水資源機構 ダム事業部 設計事業課

住所：〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

ランド・アクシス・タワー

T E L (直通) 048-600-6572 F A X 048-600-6570

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名		
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)		
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。）		

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名		
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)		
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いします。)		

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名			
② 担当者名			
③ 連絡先(TEL)			
④ 御意見	対策案番号	御意見	
(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いします。）			

概略検討による新規利水対策案について(案)

平成27年12月25日

国土交通省 関東地方整備局
独立行政法人 水資源機構

17の方策の概略検討

●新規利水対策案立案の基本的な考え方

検証要領細目に示されている17の方策(以下、「17方策」という。)についてダム事業者として及び水利使用許可権者として有している情報に基づき概略検討を行い、複数の利水代替案を立案する。

●17方策の概略検討

利根川流域に適用された場合の17方策の概略検討を行う。
なお、各方策について、概略の開発量及び水単価※1についても合わせて示す。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1)ダム | (11)海水淡水化 |
| (2)河口堰 | (12)水源林の保全 |
| (3)湖沼開発 | (13)ダム使用権等の振替 |
| (4)流況調整河川 | (14)既得水利の合理化・転用 |
| (5)河道外貯留施設 | (15)渴水調整の強化 |
| (6)ダム再開発 | (16)節水対策 |
| (7)他用途ダム容量の買い上げ | (17)雨水・中水利用 |
| (8)水系間導水 | |
| (9)地下水取水 | |
| (10)ため池(取水後の貯留施設を含む) | |

※1 水単価とは、代替案の総概算コストを開発水量で除して算出し、経済的効率性を示す指標である。

※2 新規利水開発量($2.984\text{m}^3/\text{s}$)を踏まえ、 $3.0\text{m}^3/\text{s}$ を上限として検討する。

(1)ダム

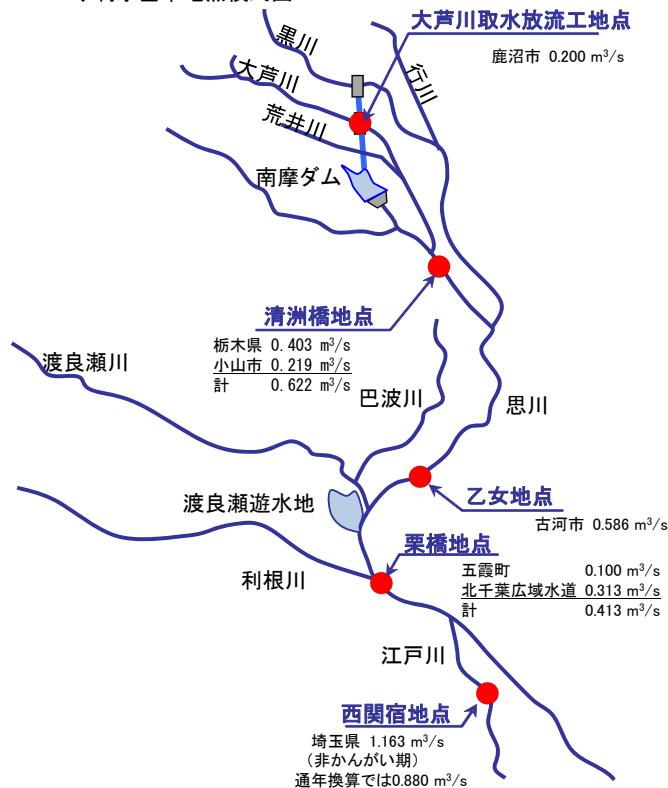
・新規利水

思川開発事業によって、栃木県、鹿沼市、小山市、古河市、五霞町、埼玉県、北千葉広域水道企業団の水道用水を開発する。

◇思川開発事業の新規開発量

区分	開発量 (m ³ /s)
新規開発量 (都市用水)	2.984

◇利水基準地点模式図



2

(2)河口堰

■新規利水代替案の概要

- ・河口堰上流の高水敷の掘削を行うことにより、淡水を貯留し、必要な開発量を確保する。
- ・行徳可動堰上流の高水敷には、ヒヌマイトンボが生息している。

◇位置図



◇河口堰による新規利水代替案の諸元

	江戸川水閘門 行徳可動堰
開発量(m ³ /s)	0.4
水単価(億円/m ³ /s)	1,500~

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通常換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

※運用(供用)しながらの施工のため、概算コストは全面改策として算出している。

(3) 湖沼開発

■新規利水代替案の概要

- 既存の湖沼で掘削等を行うことにより、必要な開発量を確保する。
- 中禅寺湖は、日光国立公園内に位置し、日本百景に指定されている。湖畔には重要文化財であり世界遺産にも指定されている日光二荒山神社中宮祠がある。また、周辺は日光国立公園の特別地域に指定されている。

◇位置図



中禅寺湖は湖畔に、重要文化財であり世界遺産にも指定されている日光二荒山神社中宮祠があり、周辺が日光国立公園の特別地域に指定されている。

4

(4) 流況調整河川

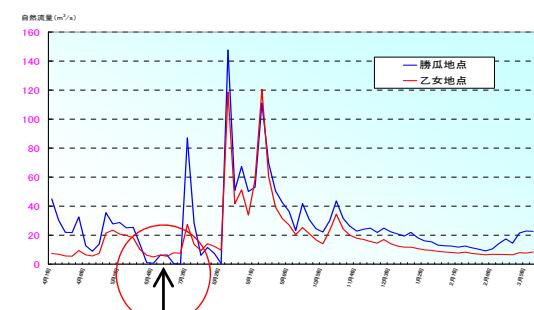
■新規利水代替案の概要

- 流況調整河川は、流況(水量の季節的特性)が異なる2つ以上の河川を水路で結び、時期に応じて、水量に余裕のある河川から不足している河川に水を移動させ、それぞれの河川の流況を改善する。
- 鬼怒川と思川の流況は、季節的な特性がほぼ同様である。

◇位置図



◇ 鬼怒川と思川の流況図(基準年S35年)



両河川の季節的な流況特性がほぼ同様である。

5

(5) 河道外貯留施設

■新規利水代替案の概要

- ・河道外に貯留施設(貯水池など)を整備することにより、必要な開発量を確保する。
- ・渡良瀬第二、第三調節池については、平成24年7月にはラムサール条約に登録された。
- ・烏川沿川は地質が礫質土である。

◇位置図



◇河道外貯留施設による新規利水代替案の諸元

	渡良瀬第二 調節池	渡良瀬第三 調節池	烏川 沿川	利根川上流 沿川	思川上流 沿川	思川下流 沿川
開発量 (m³/s)	1.8	0.7	0.3	1.0	0.5	0.7
水単価 (億円/m³/s)	500 ~1,000	500 ~1,000	1,000~ 1,500	500 ~1,000	500 ~1,000	500 ~1,000

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通年換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

6

(6) ダム再開発(かさ上げ・掘削)

■新規利水代替案の概要

- ・中流部の取水堰である利根大堰の高水敷の掘削及びかさ上げを行うことにより、必要な開発量を確保する。

◇位置図



◇ダム再開発による新規利水代替案の諸元

	利根大堰
開発量(m³/s)	3.0
水単価(億円/m³/s)	~500

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通年換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

※運用(供用)しながらの施工のため、概算コストは全面改修として算定している。

7

(6)ダム再開発(かさ上げ)

■新規利水代替案の概要

- ・かさ上げの可能性があるダムについて、家屋移転を発生させない高さまでかさ上げを行い、必要な開発量を確保する。

◇位置図



◇ダム再開発による新規利水代替案の諸元

	下久保ダム	草木ダム	湯西川ダム
開発量(m³/s)	1.3	1.0	2.5
水単価(億円/m³/s)	~500	1,000~1,500	~500

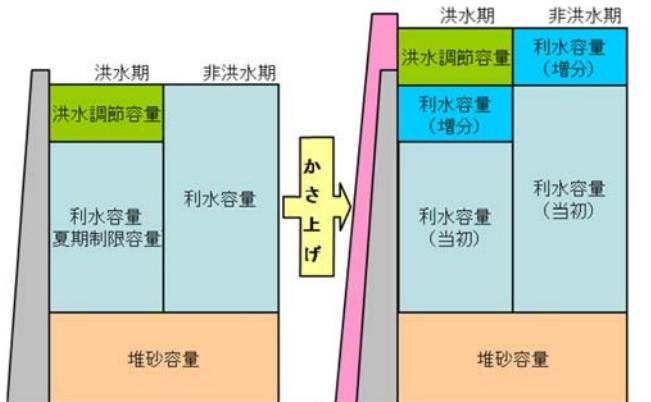
※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通年換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

◇ダムかさ上げイメージ図

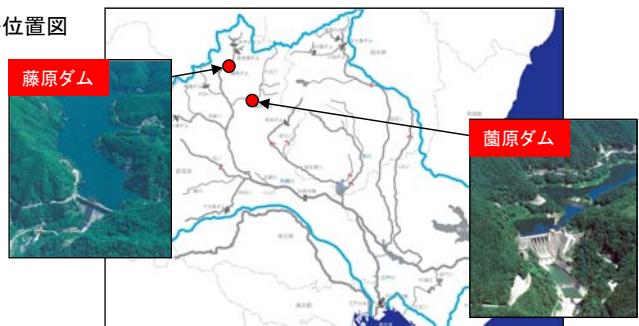


(6)ダム再開発(掘削)

■新規利水代替案の概要

- ・家屋の移転や道路、橋梁等の付け替えが発生しない程度まで貯水池内的一部分を掘削し、必要な開発量を確保する。工事の施工性、効率性を考慮し、浚渫ではなく貯水池周辺の一部を掘削することとする。

◇位置図



◇ダム再開発による新規利水代替案の諸元

	藤原ダム	菌原ダム
開発量(m³/s)	0.2	0.2
水単価(億円/m³/s)	500~1,000	1,000~1,500

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通年換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

※国土地理院基盤地図情報より作成
※上記、藤原ダム、菌原ダムの掘削等については、概略検討によるものである。

(6)ダム再開発(利根川上流ダム間連携)

■新規利水代替案の概要

- 利根川の豊水時に、岩本地点の余剰水を既設の群馬用水を利用して下久保ダムに導水することにより、必要な開発量を確保する。
- コスト縮減の観点から群馬用水の施設の活用を前提とする。

◇位置図



◇ダム再開発による新規利水代替案の諸元

	岩本地点から下久保ダムへの導水
開発量(m³/s)	0.1
水単価(億円/m³/s)	1,500~

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、逐年換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

10

(7)他用途ダム容量の買い上げ(発電容量)

■新規利水代替案の概要

- 発電専用のダム容量を買い取り、必要な開発量を確保する。効率性の観点から、10,000千m³以上の発電専用容量を有する施設を対象とした。
- 揚水式発電は、ピーク需要に対応して発電するという特殊性を有していること、また、貯留時に電力を必要とすることにより、新規利水対策案の候補としない。

◇位置図



◇他用途ダム容量の買い上げによる新規利水代替案の諸元

	矢木沢ダム	須田貝ダム	丸沼ダム
開発量(m³/s)	3.0	2.8	1.5

※上記の開発量は、概略検討によるものである。

※開発量は、逐年換算したものである。

11

(7)他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)

■新規利水代替案の概要

- 既設の多目的ダムの治水容量を買い上げ、必要な開発量を確保する。
- 利水容量は年間を通して必要となることから、洪水期と非洪水期に治水容量を有するダムを対象とする。

◇位置図



◇他用途ダム容量の買い上げによる新規利水代替案の諸元

	矢木沢ダム	藤原ダム	菌原ダム	五十里ダム
開発量(m³/s)	2.3	0.6	0.1	1.8

※上記の開発量は、概略検討によるものである。

※開発量は、通年換算したものである。

(8)水系間導水(富士川からの導水)

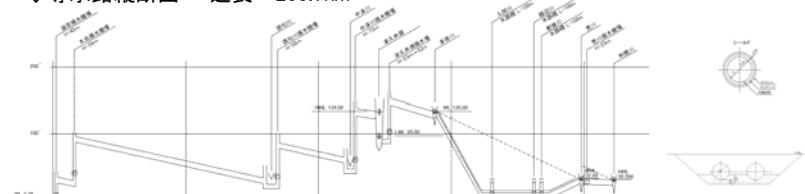
■新規利水代替案の概要

- 富士川水系富士川の最下流部に放流される発電に利用された流水を取水し、利根川に導水することで、必要な開発量を確保する。

◇位置図



◇導水路縦断図 延長=200.7km



◇水系間導水による新規利水代替案の諸元

	富士川からの導水
開発量(m³/s)	3.0
水単価(億円/m³/s)	500～1,000

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通年換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

(8) 水系間導水(千曲川からの導水)

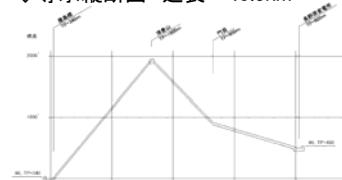
■新規利水代替案の概要

- 信濃川水系千曲川の流水を、吾妻川を経由して利根川に導水し、必要な開発量を確保する。

◇位置図



◇導水縦断図 延長=40.5km



◇水系間導水による新規利水代替案の諸元

	千曲川からの導水
開発量(m³/s)	3.0
水単価(億円/m³/s)	1,500~

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、逐年換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

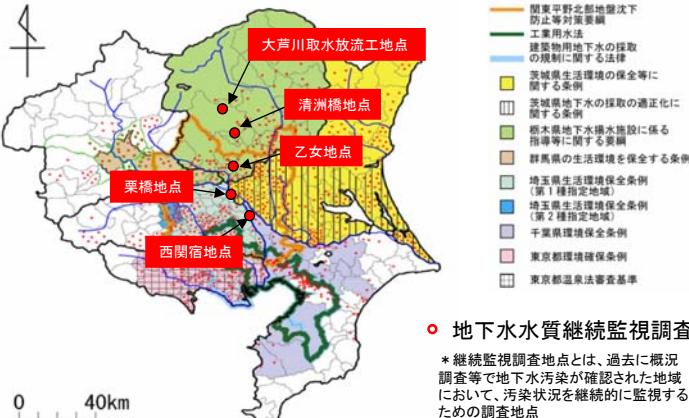
14

(9) 地下水取水

■新規利水代替案の概要

- 地下水を取水し必要な開発量を確保する。
- 流域内には「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の保全区域及び都県の条例による地下水取水が規制されている区域がある。

◇関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱区域等



○ 地下水水質継続監視調査地点

* 繼続監視調査地点とは、過去に概況調査等で地下水汚染が確認された地域において、汚染状況を継続的に監視するための調査地点

◇地下水取水による新規利水代替案の諸元

	地下水
開発量(m³/s)	—
水単価(億円/m³/s)	~500

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、必要に応じ増減する。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、2,984m³/s開発する際の概算コストを開発量で除して算出したものである。

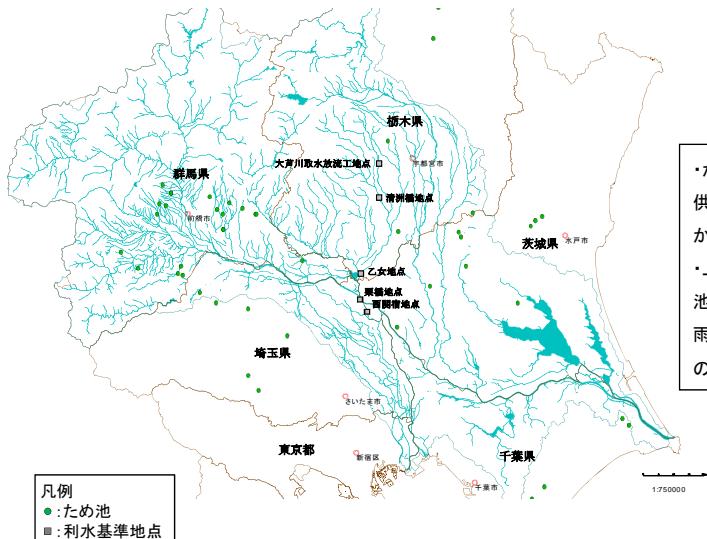
15

(10)ため池(既設)

■新規利水代替案の概要

- 既設の農業用のため池の非かんがい期の空き容量を、非かんがい期の水源として活用する。

◇貯水容量10万m³以上のため池の位置図



・かんがい期取水終了後、9月中旬～11月にため池に貯留し、12月～3月に供給し、かんがい期の用水補給に影響を与えない4月のみの流入量で次期かんがい期までに容量を回復するものと想定する。
・上記条件で、利根川流域に存在する貯水容量10万m³以上のため池(45池)の内、集水面積が把握可能なため池(33池)について、利根川流域の降雨特性を考慮し、開発量を試算すると、非かんがい期において、約0.13m³/sの開発が可能である。ただし、降雨条件により開発量は増減する。

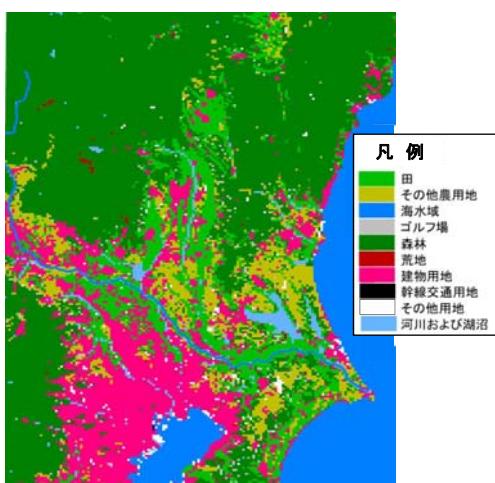
16

(10)ため池(新設)

■新規利水代替案の概要

- ため池を新設し必要な開発量を確保する。

◇利根川流域の土地利用



国土数値情報(土地利用3次メッシュ) 国土交通省

ため池を利用した水源確保の検討概要

通常1m³/sを確保するためには、約31,000千m³の貯水容量が必要である。
概略検討では、大きなため池を想定して水単価を求めておりが、実際に施工するに際して地域の状況を踏まえ分散させた場合は水単価が高くなる可能性がある。

◇ため池による新規利水代替案の諸元

	ため池(新設)
開発量(m ³ /s)	—
水単価(億円/m ³ /s)	1,500～

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、必要に応じ増減する。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、1m³/s開発する際の概算コストを算出したものである。

17

(11) 海水淡化

■新規利水代替案の概要

- ・海水を淡水化する施設を設置し、必要な開発量を確保する。海水をろ過する際に発生する、濃縮された塩水の処理方法等について先行事例を参考に検討する。
- ・供給可能区域は下流部のみである。

◇位置図



◇海水淡化による新規利水代替案の諸元

	東京湾
開発量 (m³/s)	1.2
水単価(億円/m³/s)	1,500~

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
※開発量は、通年換算したものである。
※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

18

(12) 水源林の保全

■新規利水代替案の概要

- ・水源林の土壤の働きにより、雨水を地中に浸透させゆっくりと流出させるという水源林の機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。
- ・河川流量の安定化を期待する水源林の保全は重要である。

◇利根川流域における森林分布状況



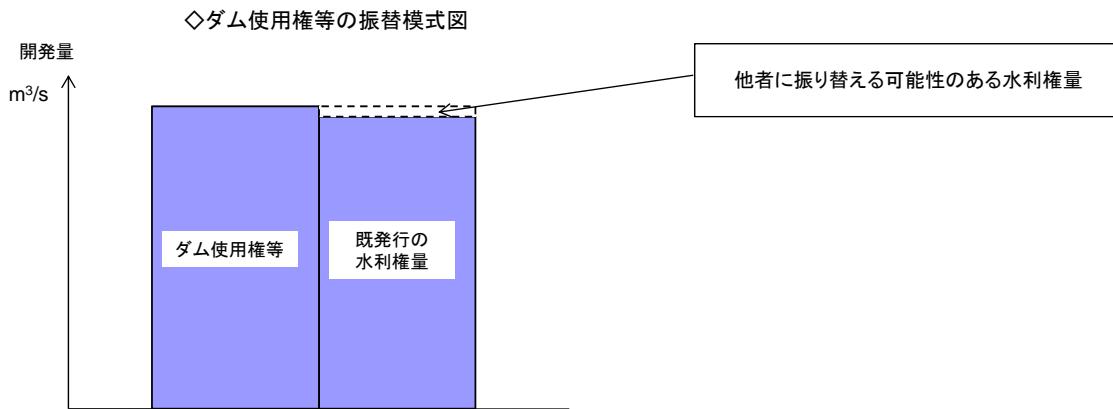
出典:国土交通省国土数値情報(土地利用3次メッシュ)より作成

19

(13)ダム使用権等の振替

■新規利水代替案の概要

- ・水利権が付与されていないダム使用権等を他の水利権を必要とする水利使用者に振り替える。
- ・直轄・水機構・補助ダムにおいて、都市用水に換算して約6m³/sの水利権が付与されていないダム使用権等があり、今後ダム使用権設定者等に他者へ振り替え可能か確認するとともに、振り替え可能な場合は、その振替条件について整理する。



20

(14)既得水利権の合理化・転用(農業用水合理化)

■新規利水代替案の概要

- ・用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減等により発生した余剰水を他の必要とする用途に転用する。

◇実施済みの農業用水の合理化事業位置図



◇農業用水合理化対策事業一覧表

事業名	受益面積 (ha)	事業主体	事業内容	事業年度	事業費 (百万円)	合理化水割 (m ³ /秒)	転用水量 (m ³ /秒)
中川水系農業水利合理化事業	9,500	埼玉県	葛西用水路等	S1.6km S43~47	2,010	3.166	2.666
農業用水合理化対策事業	2,713	埼玉県	[堆現堂地区] /堆現堂地区 /ハイブリッド設備等	S47~61	8,129	2,871	1,581
			1,217ha /ハイブリッド設備等				
			1,343ha /ハイブリッド設備等				
		水公团	基幹給水路等	75.9km S53~H6	72,022		
			河津用水路等	9.2km S53~63	1,655		
		埼玉県	高崎用水路等	21.6km S63~H7	5,396		
	15,380	東茨木長瀬農業用水路等	10.8km S54~H7	2,100			
		改良区	利根川下流 /利根川下流 /利根川下流	11.2km S53~63	2,895		
		埼玉県	利根川下流 /利根川下流 /利根川下流	H1~H7	3,705		
			18.9km H1~H7		1,210		
利根中央農業用水再編対策事業	鹿水省	葛西用水路等	136km H4~15	60,800			
	水公团	葛西用水路等	47km H4~13	37,400			
	埼玉県	朱跡用水路等	10.9km H8~14	1,400			
計						211,658	
							(※平成15年度の利根中央農業用水再編対策事業完了時の転用水量)
							72,321*
							埼玉 5,913
							東京 1,408

21

(15) 渇水調整の強化

■新規利水代替案の概要

- ・渴水調整協議会の機能を強化し、関係利水者が協力して渴水時の被害を最小となるよう取り組みを行う。



◇平成24年度 渴水対策協議会

◇利根川水系における既往渴水の状況

項目 渴水年	取水制限状況		
	取水制限期間 自 至	取水制限 日数(日間)	最大取水 制限率
昭和 47 年	6/6	7/15	40
昭和 48 年	8/16	9/6	22
昭和 53 年	8/10	10/6	58
昭和 54 年	7/9	8/18	41
昭和 55 年	7/5	8/13	40
昭和 57 年	7/20	8/10	22
昭和 62 年	6/16	8/25	71
平成 2 年	7/23	9/5	45
平成 6 年	7/22	9/19	60
	1/12	3/27	76
平成 8 年	8/16	9/25	41
平成 9 年	2/1	3/25	53
平成 13 年	8/10	8/27	18
平成 24 年	9/11	10/3	23
取水制限の 平均日数			43.6

注)取水期間は一時緩和期間を含む。
出典:利根川水系利根川・江戸川河川整備計画

22

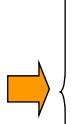
(16) 節水対策

■新規利水代替案の概要

- ・節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要を抑制するものである。

◇節水対策の事例

水利用者側(ユーザー)
ができる節水対策



■代表的な節水機器

節水コマ



節水型洗濯機



食器洗浄機



節水型トイレ



出典: 東京都水道局
ホームページ

◇節水機器の導入率

上位	節水機器メニュー	導入率
1	節水型洗濯機	24.4%
2	食器洗い機	19.0%
3	家庭用バスポンプ	17.9%
4	シングルレバー式 湯水混合水栓	17.5%
	使用していない	39.4%

(複数回答あり)

節水に関する特別世論調査 内閣府 平成22年10月

23

(17) 雨水・中水利用

■新規利水代替案の概要

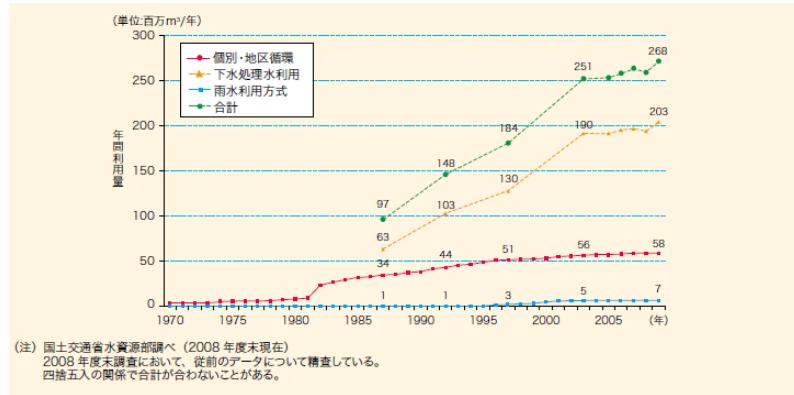
- ・雨水利用の推進、中水利用施設の整備により、河川水・地下水の使用量の抑制を図るものである。

◇家庭用の雨水貯留タンク



出典: 墨田区H.P.

◇雨水・再生水の利用の推移



出典: 日本の水資源

24

新規利水対策案の基本的な考え方

●新規利水対策案概略検討の前提

ダム事業参画継続の意思・必要な開発量の確認で点検・確認した必要な開発量を確保することを基本とし、新規利水代替案又は新規利水代替案の組み合わせにより、複数の新規利水対策案を立案した。

・思川開発事業は、5地点の利水基準地点（上流から大芦川取水放流工地点、清洲橋地点、乙女地点、栗橋地点、西関宿地点）において、それぞれ確認した必要な開発量（ $0.200\text{m}^3/\text{s}$ 、 $0.622\text{m}^3/\text{s}$ 、 $0.586\text{m}^3/\text{s}$ 、 $0.413\text{m}^3/\text{s}$ 、 $1.163\text{m}^3/\text{s}$ （通年換算 $0.880\text{m}^3/\text{s}$ ））であり、複数の新規利水対策案の立案に当たっては、5地点の利水基準地点で必要な開発量が確保できるよう検討した。

・新規利水代替案の組み合わせは、制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる新規利水代替案を除外した上で、水単価を重視して検討を進めることとするが、利根川流域においては多様な既設施設が多数存在するため、現時点での水単価が確定できないものの、既設施設の利用を新規利水代替案とした組み合わせについても検討を行う。

・「水源林の保全」、「渇水調整の強化」、「節水対策」、「雨水・中水利用」については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、それぞれが大切な方策であり継続していくべきと考えられるため、全ての新規利水対策案に組み合わせることとした。

25

新規利水対策案の基本的な考え方

●制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる新規利水代替案

イ)湖沼開発

中禅寺湖は、日光国立公園内に位置し、日本百景に指定されている。湖畔には重要文化財であり世界遺産にも指定されている日光二荒山神社中宮祠があり、周辺が日光国立公園の特別地域に指定されている。地域社会への影響が考えられ、開発することは困難である。

ロ)流況調整河川

利根川水系及び荒川水系の河川は、既に流況調整河川で結ばれている中川～江戸川～利根川を除き、季節的な特性がほぼ同様であり、一方で水量が不足している時期は、他方も同様に水量が不足しているため流況調整の余地がほとんどない。

また近傍の多摩川や相模川については、開発が進み、高度に利用されていることから、同じく流況調整の余地はほとんどない。

ハ)ため池(既設)

利根川流域でも一定量の開発量は見込めると想定されるが、利用期間が限定され、安定的な取水が困難である。

ニ)既得水利権の合理化・転用

利根川水系に関してはこれまで農業用水合理化事業等を通じて、都市用水の新規確保に努めてきたところであるが、現時点において新たな合理化事業の要望箇所は無いことを確認した。

上記、4つの新規利水代替案を含む新規利水対策案は、極めて実現性が低いと考えられるため、新規利水代替案の組合せの候補から除外する。

26

水単価からの検討

イ)水単価が500億円未満となる新規利水代替案

利水基準地点	新規利水代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
大芦川取水放流工地点 清洲橋地点	地下水取水	地下水取水	—
大芦川取水放流工地点 清洲橋地点 乙女地点	ダム再開発	湯西川ダム(かさ上げ)	2.5
栗橋地点 西関宿地点	ダム再開発	下久保ダム(かさ上げ) 利根大堰(かさ上げ)	1.3 3.0

ロ)水単価が500億円以上、1,000億円未満となる新規利水代替案

利水基準地点	新規利水代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
清洲橋地点 乙女地点	河道外貯留施設	思川上流沿川	0.5
乙女地点	河道外貯留施設	思川下流沿川	0.7
栗橋地点 西関宿地点	河道外貯留施設	渡良瀬第二調節池 渡良瀬第三調節池 利根川上流沿川	1.8 0.7 1.0
	ダム再開発	藤原ダム(貯水池掘削)	0.2
	水系間導水	富士川導水	3.0

27

水単価からの検討

ハ) 水単価が1,000億円以上、1,500億円未満となる新規利水代替案

利水基準地点	新規利水代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
栗橋地点	河道外貯留施設	烏川沿川	0.3
西関宿地点	ダム再開発	草木ダム(かさ上げ) 菌原ダム(貯水池掘削)	1.0 0.2

二) 水単価が1,500億円以上となる新規利水代替案

利水基準地点	新規利水代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
栗橋地点	ダム再開発	利根川上流ダム間連携	0.1
西関宿地点	水系間導水	千曲川導水	3.0
	ため池	ため池の新設	—
西関宿地点	河口堰	江戸川水閘門 行徳河道堰	0.4
	海水淡水化	東京湾	1.2

水単価からの検討

ホ) 現時点では、水単価が確定できない新規利水代替案

利水基準地点	新規利水代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
大芦川取水放流工地点	他用途ダム容量の買い上げ	五十里ダム(治水容量)	1.8
清洲橋地点 乙女地点	ダム使用権等の振替①		1.0
栗橋地点 西関宿地点	他用途ダム容量の買い上げ	矢木沢ダム(発電容量) 須田貝ダム(発電容量) 丸沼ダム(発電容量) 矢木沢ダム(治水容量) 藤原ダム(治水容量) 菌原ダム(治水容量)	3.0 2.8 1.5 2.3 0.6 0.1
	ダム使用権等の振替②		1.4

新規利水対策案 代替案組合せの考え方

●新規利水代替案の組合せの基本的な考え方

・各利水基準地点毎に必要な開発量(P2)を満足するような容量の利水代替案を組み合わせる。

・代替案の組合せに際してはコストを重視し、コスト的に有利になる案を抽出した。

最も安価な案を抽出するために、各利水基準地点において、安価な代替案である500億円未満の代替案を組み合わせた。
→【ケース1】

現時点では、水単価が確定できない新規利水代替案の中に、500億円未満の案が存在している可能性を考え、水単価が確定できない代替案である、他用途ダム容量の買い上げ(治水)、(発電)、ダム使用権等の振替をそれぞれ案の中心として、代替案を組み合わせた。

→【ケース2,3,4】

・各ケースの組合せの考え方は以下の通り。

【ケース1】500億円未満の代替案を組合せた新規利水対策案

【ケース1-1】、【ケース1-2】ダム再開発を組み合わせた案

【ケース1-3】、【ケース1-4】地下水取水を組み合わせた案

【ケース2,3,4】現時点では水単価が確定できない代替案を組み合わせた新規利水対策案

【ケース2】他用途ダム容量(治水容量)の買い上げを組み合わせた案

【ケース3】他用途ダム容量(発電容量)の買い上げを組み合わせた案

【ケース4】ダム使用権等の振替を組み合わせた案

30

新規利水対策案の概略検討

○各利水基準地点毎に必要な開発量を満足する利水代替案の組合せを検討する。

【ケース1】水単価が500億円未満の代替案を組み合わせた新規利水対策案

【ケース1-1】ダム再開発による新規利水対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整河川	(5) 河道外貯留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導水	(9) 地下水取水	(10) ため池(新設)	(11) 海水淡水化	(12) 水源林保全	(13) ダム使用権	(14) 既得水理合理化	(15) 減水調整強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用	
大芦川取水放流工地点					湯西川ダム												
清洲橋地点					湯西川ダム												
乙女地点					湯西川ダム												
栗橋地点					下久保ダム												
西関宿地点					下久保ダム												

31

新規利水対策案の概略検討

【ケース1-2】ダム再開発による新規利水対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整河川	(5) 河道外貯留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導水	(9) 地下水取水	(10) ため池(新設)	(11) 海水淡水化	(12) 水源林保全	(13) ダム使用権	(14) 既得水理合理化	(15) 渇水調整強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
大芦川取水放流工地点					湯西川ダム						流域全体で取り組む方策			流域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策
清洲橋地点					湯西川ダム											
乙女地点					湯西川ダム											
栗橋地点					利根大堰											
西閑宿地点					利根大堰											

32

新規利水対策案の概略検討

【ケース1-3】地下水取水による新規利水対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整河川	(5) 河道外貯留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導水	(9) 地下水取水	(10) ため池(新設)	(11) 海水淡水化	(12) 水源林保全	(13) ダム使用権	(14) 既得水理合理化	(15) 渇水調整強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
大芦川取水放流工地点								地下水取水			流域全体で取り組む方策			流域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策
清洲橋地点								地下水取水								
乙女地点					湯西川ダム											
栗橋地点					下久保ダム											
西閑宿地点					下久保ダム											

※「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」で定められた保全地域内にある、乙女地点、栗橋地点、西閑宿地点においては、新たな地下水取水を行うことは非常に困難であるため、ケース1-1で検討したダム再開発による新規利水対策案を組み合わせる。

33

新規利水対策案の概略検討

【ケース1-4】地下水取水による新規利水対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整河川	(5) 河道外貯留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導水	(9) 地下水取水	(10) ため池(新設)	(11) 海水淡水化	(12) 水源林保全	(13) ダム使用権	(14) 既得水理合理化	(15) 渇水調整強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
大芦川取水放流工地点								地下水取水								
清洲橋地点								地下水取水								
乙女地点						湯西川ダム										
栗橋地点						利根大堰										
西関宿地点						利根大堰										

※「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」で定められた保全地域内にある、乙女地点、栗橋地点、西関宿地点においては、新たな地下水取水を行うことは非常に困難であるため、ケース1-2で検討したダム再開発による新規利水対策案を組み合わせる。

34

新規利水対策案の概略検討

【ケース2】他用途ダム容量(治水容量)の買い上げによる新規利水対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整河川	(5) 河道外貯留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導水	(9) 地下水取水	(10) ため池(新設)	(11) 海水淡水化	(12) 水源林保全	(13) ダム使用権	(14) 既得水理合理化	(15) 渇水調整強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用	
大芦川取水放流工地点						治水											
清洲橋地点						治水											
乙女地点						治水											
栗橋地点						治水											
西関宿地点						治水											

※大芦川取水放流工地点、清洲橋地点及び乙女地点については、五十里ダムの他用途ダム容量(治水容量)の買い上げを組み合わせる。

※栗橋地点、西関宿地点の他用途ダム容量(治水容量)買い上げについては、矢木沢ダム、藤原ダム、園原ダムを組み合わせて対策案とする。

35

新規利水対策案の概略検討

【ケース3】他用途ダム容量(発電容量)の買い上げによる新規利水対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
大芦川取水放流工地点					湯西川 ダム						流域全体で取り組む方策				流域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策
清洲橋地点					湯西川 ダム											
乙女地点					湯西川 ダム											
栗橋地点						発電										
西関宿地点						発電										

※大芦川取水放流工地点、清洲橋地点及び乙女地点については、他用途ダム容量(発電容量)の買い上げの対象となる施設がないため、ケース1で検討した水単価が500億円未満の代替案を組み合わせた新規利水対策案を組み合わせる。

※栗橋地点、西関宿地点の他用途ダム容量(発電容量)買い上げについては、いずれのダムでも対応可能である。

36

新規利水対策案の概略検討

【ケース4】ダム使用権等の振替による新規利水対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用	
大芦川取水放流工地点											流域全体で取り組む方策	振替				流域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策
清洲橋地点												振替					
乙女地点					湯西川 ダム							振替					
栗橋地点												振替					
西関宿地点												振替					

※乙女地点についてはダム使用権等の振替のみでは開発量を満足することができないため、ケース1で検討した水単価が500億円未満の代替案を組み合わせた新規利水対策案を組み合わせる。

37

概略評価による新規利水対策案の抽出について

38

概略評価による新規利水対策案の抽出

概略評価による新規利水対策案の抽出

今回、利水の検討にあたっては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」における、治水対策案の抽出の考え方方に準じることが適切と考えて、立案した新規利水対策案のうち、同類の新規利水対策案がある場合は、それらの中で比較し、最も妥当と考えられるものを抽出することとする。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目(抜粋)

第4 再評価の視点

1 再評価の視点

(2)事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案等の可能性の視点

②概略評価による治水対策案の抽出

2)同類の治水対策案がある場合は、それらの中で比較し最も妥当と考えられるものを抽出する。(後略)

具体的には、第4回幹事会で示した7ケースの利水対策案のうち、ケース1の4案については、いずれもダム再開発を含む同類の新規利水対策案であることから、コスト比較により最も安価な新規利水対策案を選定することが適切と考えた。

コスト比較表

ケース		対策案	概算事業費 (億円)
ケース1	ケース1-1	ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)	約1,300
	ケース1-2	ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)	約1,350
	ケース1-3	地下水取水+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)	約1,150
	ケース1-4	地下水取水+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)	約1,200

上記の観点より検討した結果、【ケース1-3】、【ケース2】、【ケース3】、【ケース4】を抽出した。

新規利水対策案の概略検討をP40に示した。また、ダム案及び抽出された複数の新規利水対策案の概要をP41～P45に示す。今後、4つの新規利水対策案にダム案を加えた案について、利水参画者等に提示し、意見聴取を行う。

39

概略評価による新規利水対策案の抽出

ケース	利水基準地点	(1)ダム	(2)河口堰	(3)湖沼開発	(4)農業調整河川	(5)河道外貯留施設	(6)開発	(7)他用途	(8)水系開導水	(9)地下水取水	(10)ため池(蓄貯)	(11)海水淡化化	(12)水循環保全	(13)ダム使用権	(14)既得水理合権化	(15)済水調整強化	(16)済水対策	(17)雨水利用
ダム案	大芦川取水放流工地点	思川開発事業																
	清洲橋地点	思川開発事業																
	乙女地点	思川開発事業																
	栗橋地点	思川開発事業																
ケース1	西関宿地点	思川開発事業																
	大芦川取水放流工地点																	
	清洲橋地点																	
	乙女地点																	
	栗橋地点																	
	西関宿地点																	
	大芦川取水放流工地点																	
	清洲橋地点																	
ケース1-2	乙女地点																	
	栗橋地点																	
	西関宿地点																	
	大芦川取水放流工地点																	
ケース1-3	乙女地点																	
	栗橋地点																	
	西関宿地点																	
	大芦川取水放流工地点																	
ケース1-4	乙女地点																	
	栗橋地点																	
	西関宿地点																	
	大芦川取水放流工地点																	
ケース2	清洲橋地点																	
	乙女地点																	
	栗橋地点																	
	西関宿地点																	
ケース3	大芦川取水放流工地点																	
	清洲橋地点																	
	乙女地点																	
	栗橋地点																	
ケース4	西関宿地点																	
	大芦川取水放流工地点																	
	清洲橋地点																	
	乙女地点																	
ケース4	栗橋地点																	
	西関宿地点																	
	大芦川取水放流工地点																	
	清洲橋地点																	

40

概略評価による新規利水対策案の抽出

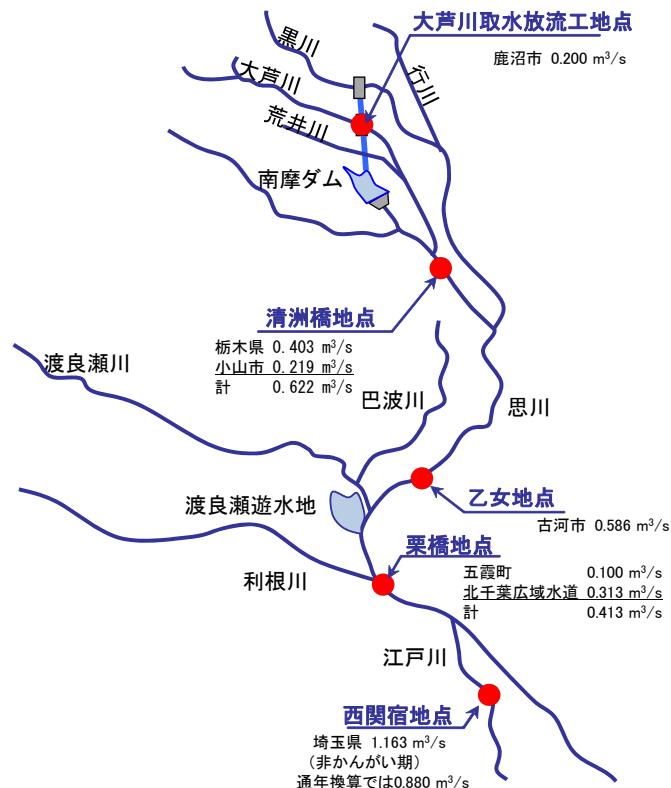
新規利水対策案の概要

【現計画】

ダム案(思川開発事業)

◇整備内容

南摩ダムによって、栃木県、鹿沼市、小山市、古河市、五霞町、埼玉県、北千葉広域水道企業団の水道用水を開発する。



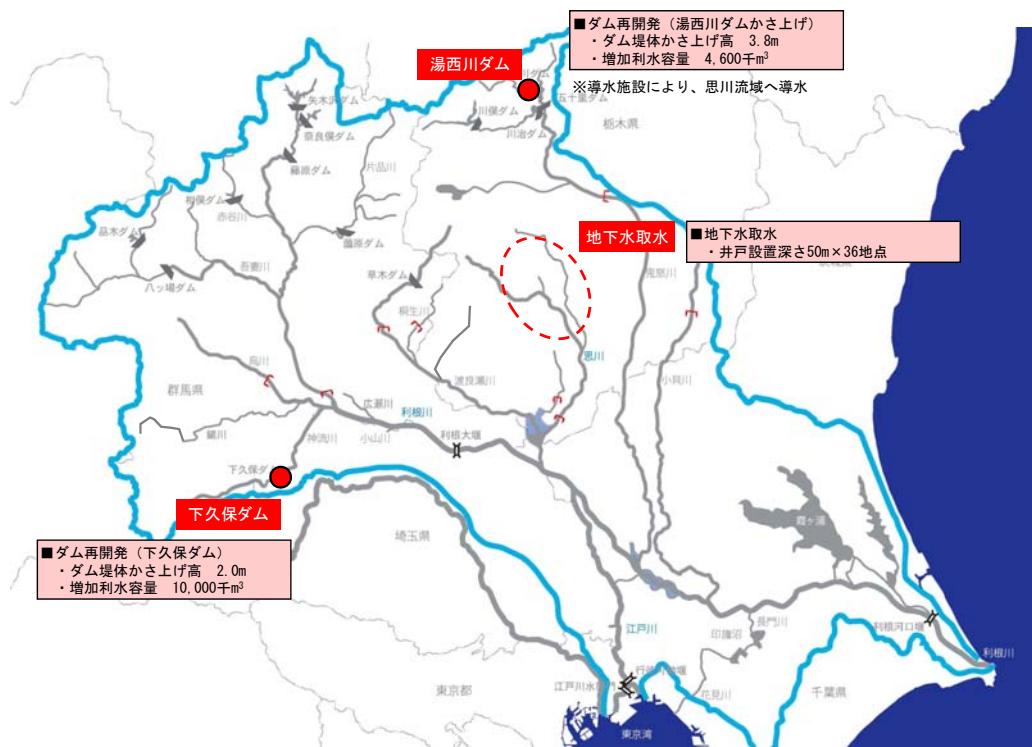
41

概略評価による新規利水対策案の抽出

新規利水対策案の概要

【ケース1-3】

地下水取水+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)



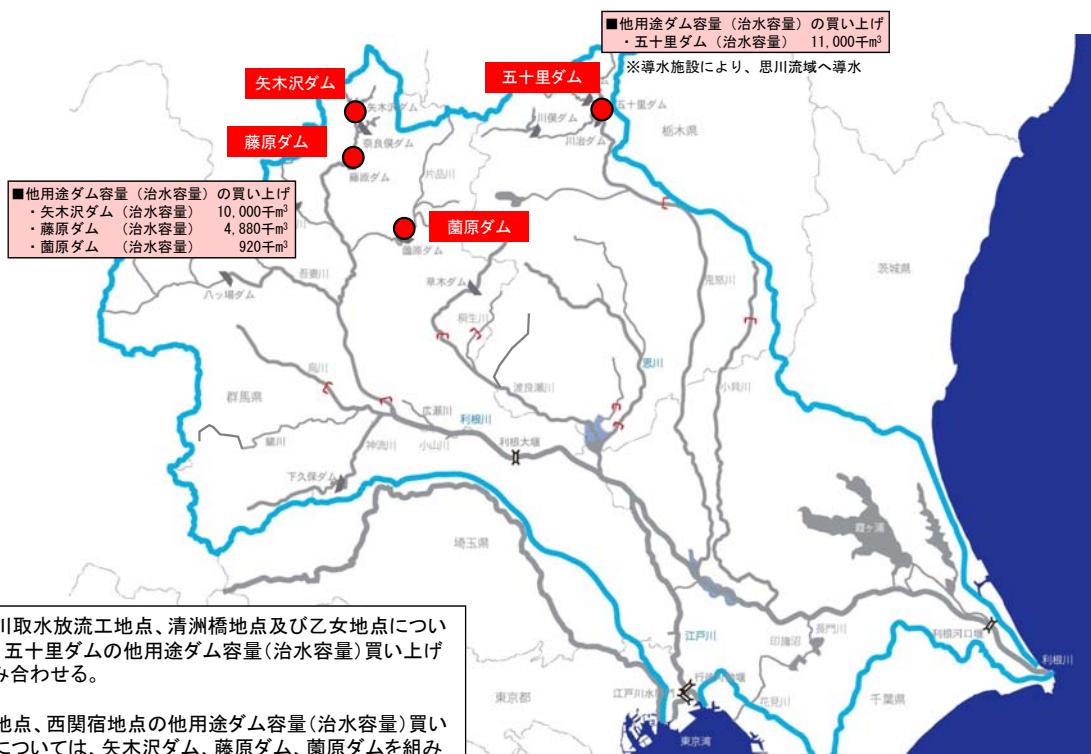
42

概略評価による新規利水対策案の抽出

新規利水対策案の概要

【ケース2】

他用途ダム容量(治水容量)買い上げ



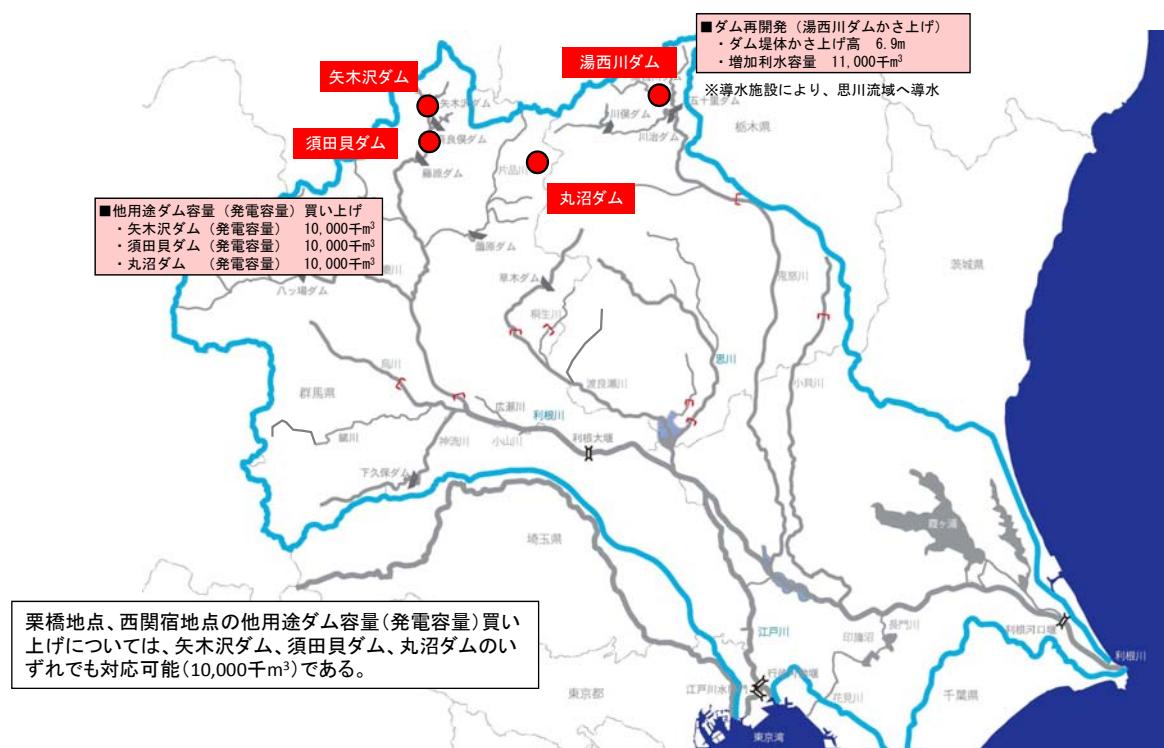
43

概略評価による新規利水対策案の抽出

新規利水対策案の概要

【ケース3】

他用途ダム容量(発電容量)買い上げ+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)



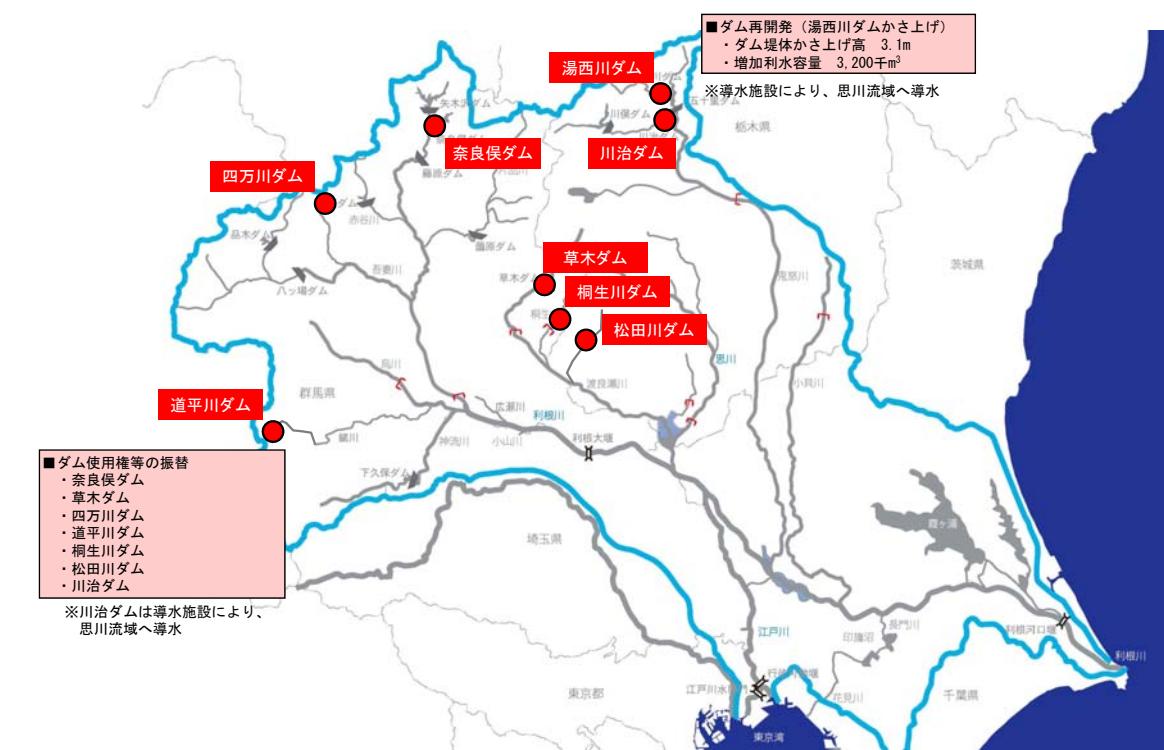
44

概略評価による新規利水対策案の抽出

新規利水対策案の概要

【ケース4】

ダム使用権等の振替+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)



45

概略検討による流水の正常な機能の維持対策案について(案)

平成27年12月25日

国土交通省 関東地方整備局
独立行政法人 水資源機構

17の方策の概略検討

●流水の正常な機能の維持対策案立案の基本的な考え方

1. 利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】では、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、利水の現況、動植物の保護・漁業、水質、景観、舟運、塩害の防止等を考慮し、栗橋地点においてはかんがい期に概ね $120\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期に概ね $80\text{m}^3/\text{s}$ を流水の正常な機能を維持するため必要な流量とし、これらの流量を安定的に確保するよう努める。」こととしている。

2. 思川圏域河川整備計画【栃木県】では、「河川水の利用は、多くが沿川の農業用水に利用されていますが、関係機関と連携を図りながら限りある水資源の有効かつ適正な利用の促進を図ります。また、流水の正常な機能を維持するために、今後も流況等の把握に努めます。」としている。

検討にあたっては流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度となる目標流量について栃木県と確認し、以下の値とした。

・南摩ダム地点	:概ね $0.1\text{m}^3/\text{s}$ (かんがい期) / 概ね $0.1\text{m}^3/\text{s}$ (非かんがい期)
・大芦川取水放流工地点	:概ね $1.3\text{m}^3/\text{s}$ (かんがい期) / 概ね $1.0\text{m}^3/\text{s}$ (非かんがい期)
・大芦川下流基準地点	:概ね $2.6\text{m}^3/\text{s}$ (かんがい期) / 概ね $1.5\text{m}^3/\text{s}$ (非かんがい期)
・黒川取水放流工地点	:概ね $1.0\text{m}^3/\text{s}$ (かんがい期) / 概ね $0.7\text{m}^3/\text{s}$ (非かんがい期)
・黒川下流基準地点	:概ね $2.1\text{m}^3/\text{s}$ (かんがい期) / 概ね $1.3\text{m}^3/\text{s}$ (非かんがい期)
・清洲橋地点	:概ね $5.4\text{m}^3/\text{s}$ (かんがい期) / 概ね $3.1\text{m}^3/\text{s}$ (非かんがい期)
・乙女地点	:概ね $3.0\text{m}^3/\text{s}$ (かんがい期) / 概ね $2.3\text{m}^3/\text{s}$ (非かんがい期)

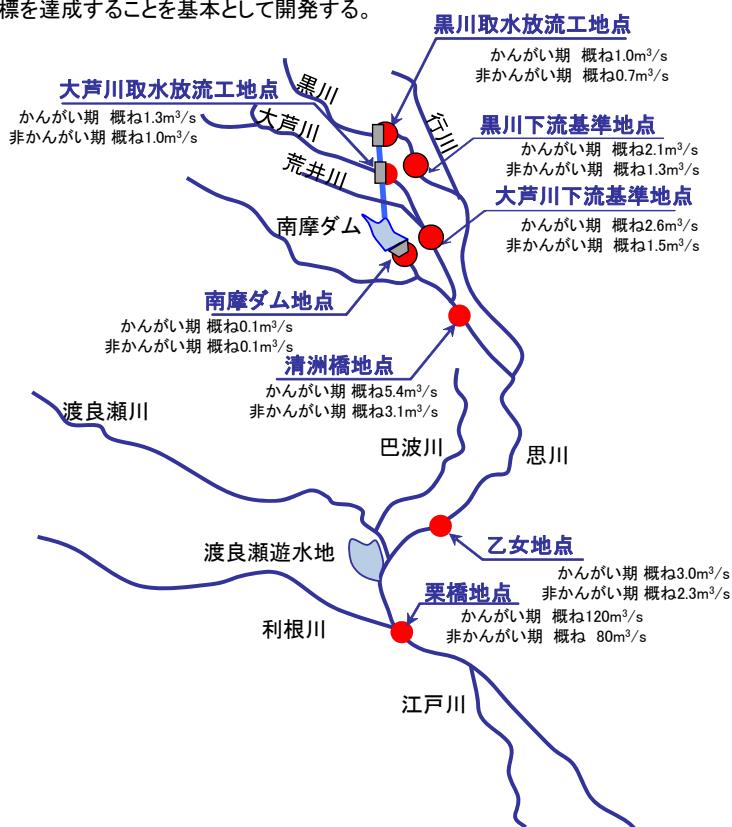
3. 複数の流水の正常な機能の維持対策案は、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】及び思川圏域河川整備計画【栃木県】で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。

(1)ダム

- ・流水の正常な機能の維持

思川開発事業によって、P1で示した目標を達成することを基本として開発する。

◇利水基準地点模式図



2

流水の正常な機能の維持対策案の立案(思川開発事業を含まない案)

●流水の正常な機能の維持対策案の基本的な考え方

検証要領細目で示されている方策を参考にして、できる限り幅広い流水の正常な機能の維持対策案を立案することとした。

- ・流水の正常な機能の維持対策案は、P1で示した目標を達成することを基本として立案する。
- ・立案にあたっては、検証要領細目に示されている17方策について、新規利水対策案と同様に概略検討を行い、複数の流水の正常な機能の維持代替案を立案する。

3

流水の正常な機能の維持対策案の基本的な考え方

●流水の正常な機能の維持対策案概略検討の前提

・流水の正常な機能の維持代替案の組み合わせは、制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる流水の正常な機能の維持代替案を除外した上で、水単価を重視して検討を進めるとしているが、利根川流域においては多様な既設施設が多数存在するため、現時点では水単価が確定出来ないものの、既設施設の利用を流水の正常な機能の維持代替案とした組み合わせについても検討を行う。

・流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、利根川流域の地形、地域条件、既存施設を踏まえ検討を行った。なお、「水源林の保全」、「渇水調整の強化」、「節水対策」、「雨水、中水利用」については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、それぞれ大切な方策であり継続していくべきと考えられるため、全ての流水の正常な機能の維持対策案に組み合わせる。

4

流水の正常な機能の維持対策案の基本的な考え方

●制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる流水の正常な機能の維持代替案

イ)湖沼開発

中禅寺湖は、日光国立公園内に位置し、日本百景に指定されている。湖畔には重要文化財であり世界遺産にも指定されている日光二荒山神社中宮祠があり、周辺が日光国立公園の特別地域に指定されている。地域社会への影響が考えられ、開発することは困難である。

ロ)流況調整河川

利根川水系及び荒川水系の河川は、既に流況調整河川で結ばれている中川～江戸川～利根川を除き、季節的な特性がほぼ同様であり、一方で水量が不足している時期は、他方も同様に水量が不足しているため流況調整の余地がほとんどない。

また近傍の多摩川や相模川については、開発が進み、高度に利用されていることから、同じく流況調整の余地はほとんどない。

ハ)ため池(既設)

利根川流域でも一定量の開発量は見込めると想定されるが、利用期間が限定され、安定的な取水が困難である。

ニ)既得水利の合理化・転用

利根川水系に関してはこれまで農業用水合理化事業等を通じて、都市用水の新規確保に努めてきたところであるが、利根川水系において現時点において新たな合理化事業の要望箇所は無いことを確認した。

●利水基準地点の位置関係から極めて実現性が低いと考えられる流水の正常な機能の維持代替案

イ)河口堰

江戸川水閘門・行徳河道堰は江戸川下流部に位置し、流水の正常な機能の維持にかかる利水基準地点においてはその効果が見込むことができないと考えられる。

ロ)海水淡水化

海水淡水化施設は東京湾に設置することを検討しており、供給可能域は下流部のみであるため、流水の正常な機能の維持にかかる利水基準地点においては、その効果が見込むことができないと考えられる。

上記、6つの流水の正常な機能の維持代替案を含む流水の正常な機能の維持対策案は、極めて実現性が低いと考えられるため、流水の正常な機能の維持代替案の組み合わせの候補から除外する。

5

水単価からの検討

イ) 水単価が500億円未満となる流水の正常な機能の維持代替案

利水基準地点	流水の正常な機能の維持代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
南摩ダム地点 大芦川取水放流工地点 大芦川下流基準地点 黒川取水放流工地点 黒川下流基準地点 清洲橋地点	地下水取水	地下水取水	—
南摩ダム地点 大芦川取水放流工地点 大芦川下流基準地点 黒川取水放流工地点 黒川下流基準地点 清洲橋地点 乙女地点	ダム再開発	湯西川ダム(かさ上げ)	2.5
栗橋地点	ダム再開発	下久保ダム(かさ上げ) 利根大堰(かさ上げ)	1.3 3.0

ロ) 水単価が500億円以上、1,000億円未満となる流水の正常な機能の維持代替案

利水基準地点	流水の正常な機能の維持代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
清洲橋地点 乙女地点	河道外貯留施設	思川上流沿川	0.5
乙女地点	河道外貯留施設	思川下流沿川	0.7
栗橋地点	河道外貯留施設	渡良瀬第二調節池 渡良瀬第三調節池 利根川上流沿川	1.8 0.7 1.0
	ダム再開発	藤原ダム(貯水池掘削)	0.2
	水系間導水	富士川からの導水	3.0

6

水単価からの検討

ハ) 水単価が1,000億円以上、1,500億円未満となる流水の正常な機能の維持代替案

利水基準地点	流水の正常な機能の維持代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
栗橋地点	河道外貯留施設	烏川沿川	0.3
	ダム再開発	草木ダム(かさ上げ) 藪原ダム(貯水池掘削)	1.0 0.2

二) 水単価が1,500億円以上となる流水の正常な機能の維持代替案

利水基準地点	流水の正常な機能の維持代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
栗橋地点	ダム再開発	利根川上流ダム間連携	0.1
	水系間導水	千曲川からの導水	3.0
	ため池	ため池の新設	—

7

水単価からの検討

ホ)現時点では、水単価が確定できない流水の正常な機能の維持代替案

利水基準地点	流水の正常な機能の維持代替案	具体的な方策	開発量 (m ³ /s)
南摩ダム地点			
大芦川取水放流工地点	他用途ダム容量の買い上げ	五十里ダム(治水容量)	1.8
大芦川下流基準地点			
黒川取水放流工地点			
黒川下流基準地点			
清洲橋地点	ダム使用権等の振替①		1.0
乙女地点			
栗橋地点	他用途ダム容量の買い上げ	矢木沢ダム(発電容量) 須田貝ダム(発電容量) 丸沼ダム(発電容量) 矢木沢ダム(治水容量) 藤原ダム(治水容量) 菌原ダム(治水容量)	3.0 2.8 1.5 2.3 0.6 0.1
		ダム使用権等の振替②	1.4

8

流水の正常な機能の維持対策案 代替案組合せの考え方

●流水の正常な機能の維持代替案の組合せの基本的な考え方

- ・流水の正常な機能の維持に必要な流量(P2)を満足する容量の利水代替案を組み合わせる。
- ・代替案の組合せに際してはコストを重視し、コスト的に有利になる案を抽出した。

最も安価な案を抽出するために、各利水基準地点において安価な代替案である、水単価が500億円未満の代替案を組み合わせた。
→【ケース1】

現時点では、水単価が確定できない流水の正常な機能の維持代替案の中に、500億円未満の案が存在している可能性を考え、水単価が確定できない代替案である、他用途ダム容量の買い上げ(治水)、(発電)、ダム使用権等の振替をそれぞれ案の中心として、代替案を組み合わせた。
→【ケース2,3,4】

- ・各ケースの組合せの考え方は以下の通り。

【ケース1】500億円未満の代替案を組み合せた流水の正常な機能の維持対策案
【ケース1-1】、【ケース1-2】ダム再開発を組み合わせた案
【ケース1-3】、【ケース1-4】地下水取水を組み合わせた案

【ケース2,3,4】現時点では水単価が確定できない代替案を組み合わせた流水の正常な機能の維持対策案
【ケース2】他用途ダム容量(治水容量)の買い上げを組み合わせた案
【ケース3】他用途ダム容量(発電容量)の買い上げを組み合わせた案
【ケース4】ダム使用権等の振替を組み合わせた案

9

流水の正常な機能の維持対策案の概略検討

○各利水基準地点毎に必要な開発量を満足する流水の正常な機能の維持代替案の組合せを検討する。

【ケース1】水単価が500億円未満の代替案を組み合わせた流水の正常な機能の維持対策案

【ケース1-1】ダム再開発による流水の正常な機能の維持対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 減水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
南摩ダム地点					湯西川 ダム						流域全体で取り組む方策			流域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策
大芦川取水放流工地点					湯西川 ダム											
大芦川下流基準地点					湯西川 ダム											
黒川取水放流工地点					湯西川 ダム											
黒川下流基準地点					湯西川 ダム											
清洲橋地点					湯西川 ダム											
乙女地点					湯西川 ダム											
栗橋地点					下久保 ダム											

10

流水の正常な機能の維持対策案の概略検討

【ケース1-2】ダム再開発による流水の正常な機能の維持対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 減水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
南摩ダム地点					湯西川 ダム						流域全体で取り組む方策			流域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策
大芦川取水放流工地点					湯西川 ダム											
大芦川下流基準地点					湯西川 ダム											
黒川取水放流工地点					湯西川 ダム											
黒川下流基準地点					湯西川 ダム											
清洲橋地点					湯西川 ダム											
乙女地点					湯西川 ダム											
栗橋地点					利根大堰											

11

流水の正常な機能の維持対策案の概略検討

【ケース1-3】地下水取水による流水の正常な機能の維持対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
南摩ダム地点								地下水 取水								
大芦川取水 放流工地点								地下水 取水								
大芦川下流基 準地点								地下水 取水								
黒川取水放流 工地点								地下水 取水								
黒川下流基準 地点								地下水 取水								
清洲橋地点								地下水 取水								
乙女地点							湯西川 ダム									
栗橋地点							下久保 ダム									

※「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」で定められた保全地域内にある、乙女地点、栗橋地点においては、新たな地下水取水を行うことは非常に困難であるため、ケース1-1で検討したダム再開発による流水の正常な機能の維持対策案を組み合わせる。

12

流水の正常な機能の維持対策案の概略検討

【ケース1-4】地下水取水による流水の正常な機能の維持対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
南摩ダム地点								地下水 取水								
大芦川取水 放流工地点								地下水 取水								
大芦川下流基 準地点								地下水 取水								
黒川取水放流 工地点								地下水 取水								
黒川下流基準 地点								地下水 取水								
清洲橋地点								地下水 取水								
乙女地点							湯西川 ダム									
栗橋地点							利根大堰									

※「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」で定められた保全地域内にある、乙女地点、栗橋地点においては、新たな地下水取水を行うことは非常に困難であるため、ケース1-2で検討したダム再開発による流水の正常な機能の維持対策案を組み合わせる。

13

流水の正常な機能の維持対策案の概略検討

【ケース2】他用途ダム容量(治水容量)買い上げによる流水の正常な機能の維持対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用	
南摩ダム地点						治水											
大芦川取水放流工地点						治水											
大芦川下流基準地点						治水											
黒川取水放流工地点						治水											
黒川下流基準地点						治水											
清洲橋地点						治水											
乙女地点						治水											
栗橋地点						治水											

※南摩ダム地点、大芦川取水放流工地点、大芦川下流基準地点、黒川取水放流工地点、黒川下流基準地点、清洲橋地点及び乙女地点については、五十里ダムの他用途ダム容量(治水容量)の買い上げを組み合わせる。

※栗橋地点の他用途ダム容量(治水容量)買い上げについては、矢木沢ダム、藤原ダム、菌原ダムを組み合わせて対策案とする。

14

流水の正常な機能の維持対策案の概略検討

【ケース3】他用途ダム容量(発電容量)買い上げによる流水の正常な機能の維持対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渴水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用	
南摩ダム地点					湯西川 ダム												
大芦川取水放流工地点					湯西川 ダム												
大芦川下流基準地点					湯西川 ダム												
黒川取水放流工地点					湯西川 ダム												
黒川下流基準地点					湯西川 ダム												
清洲橋地点					湯西川 ダム												
乙女地点					湯西川 ダム												
栗橋地点						発電											

※南摩ダム地点、大芦川取水放流工地点、大芦川下流基準地点、黒川取水放流工地点、黒川下流基準地点、清洲橋地点及び乙女地点については、他用途ダム容量(発電容量)買い上げに該当する施設がないため、ケース1-1で検討した水単価が500億円未満の流水の正常な機能の維持対策案を組み合わせる。

※栗橋地点の他用途ダム容量(発電容量)買い上げについては、いずれのダムでも対応可能である。

15

流水の正常な機能の維持対策案の概略検討

【ケース4】ダム使用権等の振替による流水の正常な機能の維持対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整河川	(5) 河道外貯留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導水	(9) 地下水取水	(10) ため池(新設)	(11) 海水淡水化	(12) 水源林保全	(13) ダム使用権	(14) 既得水理合理化	(15) 渇水調整強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用	
南摩ダム地点					湯西川ダム							振替					
大芦川取水放流工地点					湯西川ダム							振替					
大芦川下流基準地点					湯西川ダム							振替					
黒川取水放流工地点					湯西川ダム							振替					
黒川下流基準地点					湯西川ダム							振替					
清洲橋地点					湯西川ダム							振替					
乙女地点					湯西川ダム							振替					
栗橋地点												振替					

※南摩ダム地点、大芦川取水放流工地点、大芦川下流基準地点、黒川取水放流工地点、黒川下流基準地点、清洲橋地点及び乙女地点については、ダム使用権等の振替のみでは満足することができないため、ケース1-1で検討した水単価が500億円未満の流水の正常な機能の維持対策案を組み合わせる。

16

概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出について

17

概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

今回、利水の検討にあたっては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」における、治水対策案の抽出の考え方方に準じることが適切と考えて、立案した流水の正常な機能の維持対策案のうち、同類の流水の正常な機能の維持対策案がある場合は、それらの中で比較し、最も妥当と考えられるものを抽出することとする。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目(抜粋)

第4 再評価の視点

- 1 再評価の視点
 - (2)事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案等の可能性の視点
 - ②概略評価による治水対策案の抽出
 - 2)同類の治水対策案がある場合は、それらの中で比較し最も妥当と考えられるものを抽出する。(後略)

具体的には、第4回幹事会で示した7ケースの利水対策案のうち、ケース1の4案については、いずれもダム再開発を含む同類の流水の正常な機能の維持対策案であることから、コスト比較により最も安価な流水の正常な機能の維持対策案を選定することが適切と考えた。

コスト比較表

ケース		対策案	概算事業費 (億円)
ケース1	ケース1-1	ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)	約1,100
	ケース1-2	ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)	約1,150
	ケース1-3	地下水取水+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)	約1,250
	ケース1-4	地下水取水+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)	約1,250

上記の観点より検討した結果、【ケース1-1】、【ケース2】、【ケース3】、【ケース4】を抽出した。

また、流水の正常な機能の維持対策案の概略評価をP19に、ダム案及び抽出された複数の流水の正常な機能の維持対策案の概要をP20～P24に示す。

今後、4つの流水の正常な機能の維持対策案にダム案を加えた案について、利水参画者等に提示し、意見聴取を行う。

18

概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

ケース1-1	ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)	概算事業費 (億円)
ケース1-2	ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)	概算事業費 (億円)
ケース1-3	地下水取水+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)	概算事業費 (億円)
ケース1-4	地下水取水+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)	概算事業費 (億円)

19

概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

流水の正常な機能の維持対策案の概要

【現計画】
ダム案(思川開発事業)



20

概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

流水の正常な機能の維持対策案の概要

【ケース1-1】

ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ+下久保ダムかさ上げ)



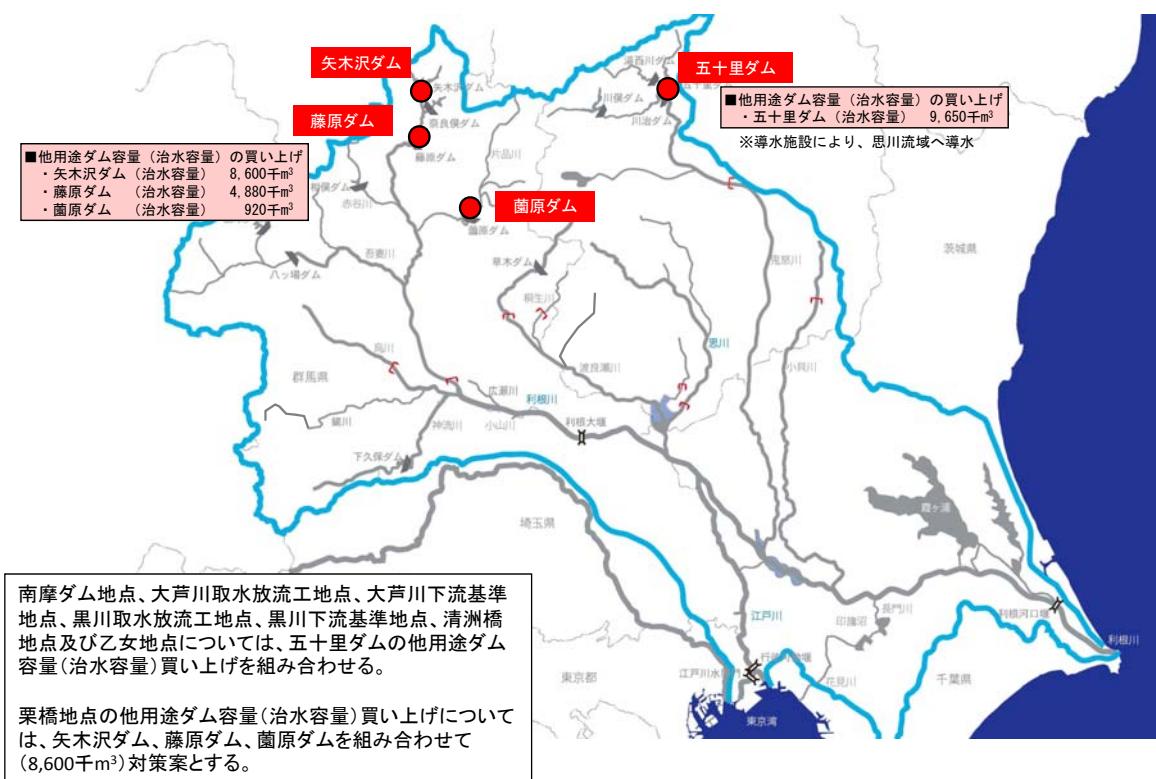
21

概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

流水の正常な機能の維持対策案の概要

【ケース2】

他用途ダム容量(治水容量)買い上げ



22

概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

流水の正常な機能の維持対策案の概要

【ケース3】

他用途ダム容量(発電容量)買い上げ +ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)



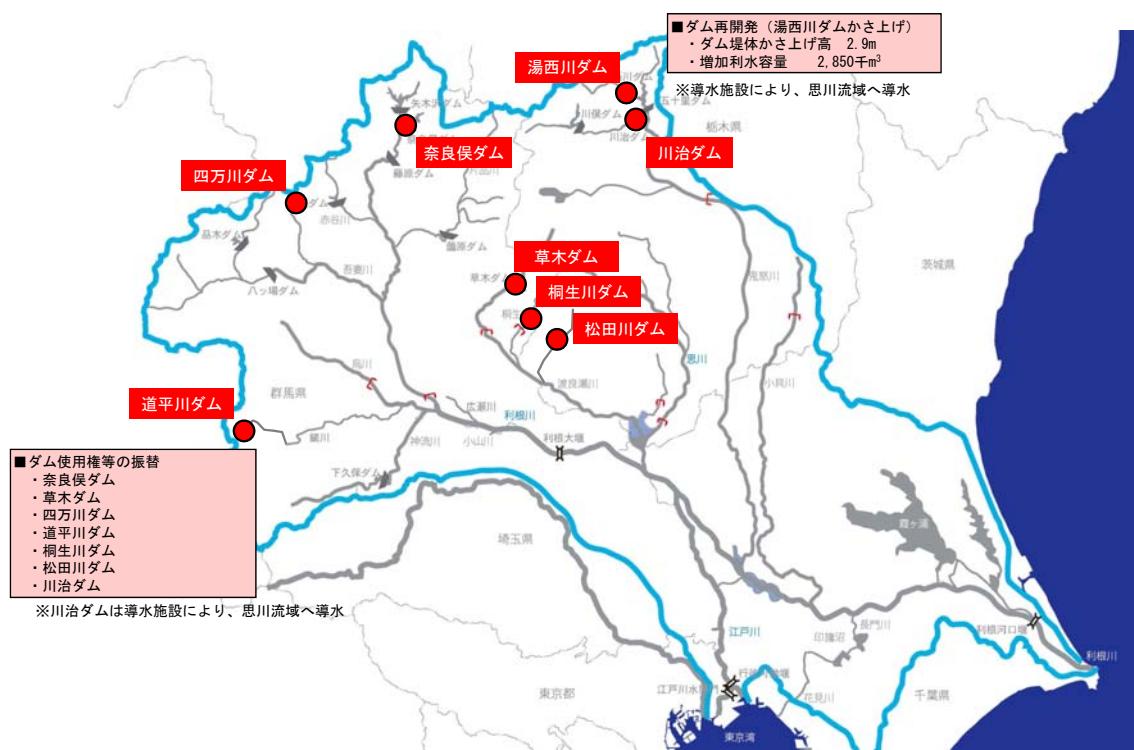
23

概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

流水の正常な機能の維持対策案の概要

【ケース4】

ダム使用権等の振替+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)



24

概略検討による異常渇水時の緊急水の補給対策案について(案)

平成27年12月25日

国土交通省 関東地方整備局
独立行政法人 水資源機構

17の方策の概略検討

●異常渇水時の緊急水の補給の基本的な考え方

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】では、「異常渇水時においては、利根川で著しく河川環境が悪化した場合の渇水被害を図るために、流量の確保に努める」とこととしている。

思川開発事業においては、南摩ダムに1,000万m³の渇水対策容量を設け、利根川水系の異常渇水時の緊急水の補給を行うこととしている。



(1)ダム

・異常渇水時の緊急水の補給

思川開発事業によって、利根川で著しく河川環境が悪化した場合の渇水被害の軽減を図る為流量の確保を目的として、容量1,000万m³を開発する。

◇利水基準地点模式図



2

異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案(思川開発事業を含まない案)

●異常渇水時の緊急水の補給対策案の基本的な考え方

検証要領細目で示されている方策を参考にして、できる限り幅広い異常渇水時の緊急水の補給対策案を立案することとした。

- ・異常渇水時の緊急水の補給対策案は、南摩ダムの渇水対策容量による流量確保と同程度の目標を達成することを基本に立案する。
- ・立案にあたっては、検証要領細目に示されている17方策について、新規利水対策案と同様に概略検討を行い、複数の異常渇水時の緊急水の補給代替案を立案する。

3

異常渇水時の緊急水の補給対策案の基本的な考え方

●異常渇水時の緊急水の補給対策案の前提

・異常渇水時の緊急水の補給代替案の組み合わせは、制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる異常渇水時の緊急水の補給代替案を除外した上で、水単価を重視して検討を進めることとするが、利根川流域においては多様な既設施設が多数存在するため、現時点で水単価が確定出来ないものの、既設施設の利用を異常渇水時の緊急水の補給代替案とした組み合わせについても検討を行う。

・異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案にあたっては、利根川流域の地形、地域条件、既存施設を踏まえ検討を行った。なお、「水源林の保全」、「渇水調整の強化」、「節水対策」、「雨水、中水利用」については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、それぞれ大切な方策であり継続していくべきと考えられるため、全ての異常渇水時の緊急水の補給対策案に組み合わせる。

4

異常渇水時の緊急水の補給対策案の基本的な考え方

●制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる異常渇水時の緊急水の補給代替案

イ)湖沼開発

中禅寺湖は、日光国立公園内に位置し、日本百景に指定されている。湖畔には重要文化財であり世界遺産にも指定されている日光二荒山神社中宮祠があり、周辺が日光国立公園の特別地域に指定されている。地域社会への影響が考えられ、開発することは困難である。

ロ)流況調整河川

利根川水系及び荒川水系の河川は、既に流況調整河川で結ばれている中川～江戸川～利根川を除き、季節的な特性がほぼ同様であり、一方で水量が不足している時期は、他方も同様に水量が不足しているため流況調整の余地がほとんどない。

また近傍の多摩川や相模川については、開発が進み、高度に利用されていることから、同じく流況調整の余地はほとんどない。

ハ)ため池(既設)

利根川流域でも一定量の開発量は見込めると想定されるが、利用期間が限定され、安定的な取水が困難である。

二)既得水利権の合理化・転用

利根川水系に関してはこれまで農業用水合理化事業等を通じて、都市用水の新規確保に努めてきたところであるが、利根川水系において現時点において新たな合理化事業の要望箇所は無いことを確認した。

●利水基準地点の位置関係から極めて実現性が低いと考えられる異常渇水時の緊急水の補給代替案

イ)河口堰

江戸川水閘門・行徳河道堰は江戸川下流部に位置し、異常渇水時の緊急水の補給にかかる利水基準地点においてはその効果が見込むことができないと考えられる。

ロ)地下水取水

地下水取水は関東平野北部地盤沈下等対策要綱や都県の条例により取水が規制されている区域があり、異常渇水時の緊急水の補給にかかる利水基準地点においては開発が出来ない。

ハ)海水淡水化

海水淡水化施設は東京湾に設置することを検討しており、供給可能域は下流部のみであるため、異常渇水時の緊急水の補給にかかる利水基準地点においては、その効果が見込むことができないと考えられる。

上記、7つの異常渇水時の緊急水の補給代替案を含む異常渇水時の緊急水の補給対策案は、極めて実現性が低いと考えられるため、**5**異常渇水時の緊急水の補給代替案の組み合わせの候補から除外する。

水単価からの検討

イ) 水単価が500億円未満となる異常渇水時の緊急水の補給代替案

利水基準地点	異常渇水時の緊急水の補給代替案	具体的な方策	開発量 (m ³ /s)
栗橋地点	ダム再開発	下久保ダム(かさ上げ)	1.3
		利根大堰(かさ上げ)	3.0

ロ) 水単価が500億円以上、1,000億円未満となる異常渇水時の緊急水の補給代替案

利水基準地点	異常渇水時の緊急水の補給代替案	具体的な方策	開発量 (m ³ /s)
栗橋地点	河道外貯留施設	渡良瀬第二調節池	1.8
		渡良瀬第三調節池	0.7
		利根川上流沿川	1.0
	ダム再開発	藤原ダム(貯水池掘削)	0.2
	水系間導水	富士川からの導水	3.0

6

水単価からの検討

ハ) 水単価が1,000億円以上、1,500億円未満となる異常渇水時の緊急水の補給代替案

利水基準地点	異常渇水時の緊急水の補給代替案	具体的な方策	開発量 (m ³ /s)
栗橋地点	河道外貯留施設	烏川沿川	0.3
		草木ダム(かさ上げ)	1.0
	ダム再開発	藪原ダム(貯水池掘削)	0.2

二) 水単価が1,500億円以上となる異常渇水時の緊急水の補給代替案

利水基準地点	異常渇水時の緊急水の補給代替案	具体的な方策	開発量 (m ³ /s)
栗橋地点	ダム再開発	利根川上流ダム間連携	0.1
	水系間導水	千曲川からの導水	3.0
	ため池	ため池の新設	—

7

水単価からの検討

ホ)現時点では、水単価が確定できない異常渇水時の緊急水の補給代替案

利水基準地点	異常渇水時の緊急水の補給代替案	具体的な方策	開発量 (m ³ /s)
栗橋地点	他用途ダム容量の買い上げ	矢木沢ダム(発電容量)	3.0
		須田貝ダム(発電容量)	2.8
		丸沼ダム(発電容量)	1.5
		矢木沢ダム(治水容量)	2.3
		藤原ダム(治水容量)	0.6
		菌原ダム(治水容量)	0.1
	ダム使用権等の振替		1.4

8

異常渇水時の緊急水の補給対策案 代替案組合せの考え方

●異常渇水時の緊急水の補給代替案の組合せの基本的な考え方

- ・異常渇水時の緊急水の補給に必要な容量を満足するよう、利水代替案を組み合わせる。
- ・代替案の組合せに際してはコストを重視し、コスト的に有利になる案を抽出した。

最も安価な案を抽出するために、利水基準地点において安価な代替案である、水単価が500億円未満の代替案を組み合わせた。
→【ケース1】

現時点では、水単価が確定できない異常渇水時の緊急水の補給代替案の中に、500億円未満の案が存在している可能性を考え、水単価が確定できない代替案である、他用途ダム容量の買い上げ(治水)、(発電)、ダム使用権等の振替をそれぞれ案の中心として、代替案を組み合わせた。
→【ケース2,3,4】

- ・各ケースの組合せの考え方方は以下の通り。

【ケース1】500億円未満の代替案を組み合せた異常渇水時の緊急水の補給対策案
【ケース1-1】、【ケース1-2】ダム再開発を組み合わせた案

【ケース2,3,4】現時点では水単価が確定できない代替案を組み合わせた異常渇水時の緊急水の補給対策案
【ケース2】他用途ダム容量(治水容量)の買い上げを組み合わせた案
【ケース3】他用途ダム容量(発電容量)の買い上げを組み合わせた案
【ケース4】ダム使用権等の振替を組み合わせた案

9

異常渇水時の緊急水の補給対策案の概略検討

○各利水基準地点毎に必要な開発量を満足する異常渇水時の緊急水の補給代替案の組合せを検討する。

【ケース1】水単価が500億円未満の代替案を組み合わせた異常渇水時の緊急水の補給対策案

【ケース1-1】ダム再開発による異常渇水時の緊急水の補給対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整河川	(5) 河道外貯留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導水	(9) 地下水取水	(10) ため池(新設)	(11) 海水淡水化	(12) 水源林保全	(13) ダム使用権	(14) 既得水理合理化	(15) 減水調整強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用	
栗橋地点					下久保ダム						で流域取り全策組体			で流域取り全策組体	で流域取り全策組体	で流域取り全策組体	で流域取り全策組体

10

異常渇水時の緊急水の補給対策案の概略検討

【ケース1-2】ダム再開発による異常渇水時の緊急水の補給対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整河川	(5) 河道外貯留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導水	(9) 地下水取水	(10) ため池(新設)	(11) 海水淡水化	(12) 水源林保全	(13) ダム使用権	(14) 既得水理合理化	(15) 減水調整強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用	
栗橋地点					利根大堰						で流域取り全策組体			で流域取り全策組体	で流域取り全策組体	で流域取り全策組体	で流域取り全策組体

11

異常渇水時の緊急水の補給対策案の概略検討

【ケース2】他用途ダム容量(治水容量)買い上げによる異常渇水時の緊急水の補給対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渇水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
栗橋地点						治水					で流 む 方 策 全 組 体			で流 む 方 策 全 組 体	で流 む 方 策 全 組 体	で流 む 方 策 全 組 体

※栗橋地点の他用途ダム容量(治水容量)買い上げについては、矢木沢ダム、藤原ダム、蘆原ダムを組み合わせて対策案とする。

12

異常渇水時の緊急水の補給対策案の概略検討

【ケース3】他用途ダム容量(発電容量)の買い上げによる異常渇水時の緊急水の補給対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用 権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渇水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
栗橋地点						発電					で流 む 方 策 全 組 体			で流 む 方 策 全 組 体	で流 む 方 策 全 組 体	で流 む 方 策 全 組 体

※栗橋地点の他用途ダム容量(発電容量)買い上げについては、いずれのダムでも対応可能である。

13

異常渇水時の緊急水の補給対策案の概略検討

【ケース4】ダム使用権等の振替による異常渇水時の緊急水の補給対策案

利水基準地点	(2) 河口堰	(3) 湖沼開発	(4) 流況調整 河川	(5) 河道外貯 留施設	(6) 再開発	(7) 他用途	(8) 水系間導 水	(9) 地下水取 水	(10) ため池(新 設)	(11) 海水淡水 化	(12) 水源林保 全	(13) ダム使用権	(14) 既得水理 合理化	(15) 渇水調整 強化	(16) 節水対策	(17) 雨水利用
栗橋地点											むで流域 取り全 策組体	振替		むで流域 取り全 策組体	むで流域 取り全 策組体	むで流域 取り全 策組体

14

概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出について

15

概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出

概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出

今回、利水の検討にあたっては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」における、治水対策案の抽出の考え方方に準じることが適切と考えて、立案した異常渇水時の緊急水の補給対策案のうち、同類の異常渇水時の緊急水の補給対策案がある場合は、それらの中で比較し、最も妥当と考えられるものを抽出することとする。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目(抜粋)

第4 再評価の視点

1 再評価の視点

(2)事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案等の可能性の視点

②概略評価による治水対策案の抽出

2)同類の治水対策案がある場合は、それらの中で比較し最も妥当と考えられるものを抽出する。(後略)

具体的には、第4回幹事会で示した5ケースの利水対策案のうち、ケース1の2案については、いずれもダム再開発による異常渇水時の緊急水の補給対策案であることから、コスト比較により最も安価な異常渇水時の緊急水の補給対策案を選定することが適切と考えた。

コスト比較表

ケース		対策案		概算事業費 (億円)
ケース1	ケース1-1	ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)		約600
	ケース1-2	ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)		約650

上記の観点より検討した結果、【ケース1-1】、【ケース2】、【ケース3】、【ケース4】を抽出した。

また、異常渇水時の緊急水の補給対策案の概略評価をP17に、ダム案及び抽出された複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の概要をP18～P22に示す。

今後、4つの異常渇水時の緊急水の補給対策案にダム案を加えた案について、利水参画者等に提示し、意見聴取を行う。

16

概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出

ケース	利水基準地点	(1)ダム	(2)河口堰	(3)湖沼開発	(4)流況調整河川	(5)河道外貯留施設	(6)再開発	(7)他用途	(8)水系間導水	(9)地下水取水	(10)ため池(新設)	(11)海水淡化化	(12)水源林保全	(13)ダム使用権	(14)既得水理合理化	(15)渇水調整強化	(16)節水対策	(17)雨水利用	
ダム案	栗橋地点	思川開発事業														で流域取り全組体	で流域取り全組体	で流域取り全組体	で流域取り全組体
ケース1	栗橋地点						下久保ダム									で流域取り全組体	で流域取り全組体	で流域取り全組体	で流域取り全組体
	栗橋地点						利根大堰									で流域取り全組体	で流域取り全組体	で流域取り全組体	で流域取り全組体
ケース2	栗橋地点							治水								で流域取り全組体	で流域取り全組体	で流域取り全組体	で流域取り全組体
ケース3	栗橋地点							発電								で流域取り全組体	で流域取り全組体	で流域取り全組体	で流域取り全組体
ケース4	栗橋地点															で流域取り全組体	で流域取り全組体	で流域取り全組体	で流域取り全組体

17

概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出

異常渇水時の緊急水の補給対策案の概要

【現計画】

ダム案(思川開発事業)

思川開発事業によって、利根川で著しく河川環境が悪化した場合の渇水被害の軽減を図る為流量の確保を図ることを目的として、容量1,000万m³を開発する。



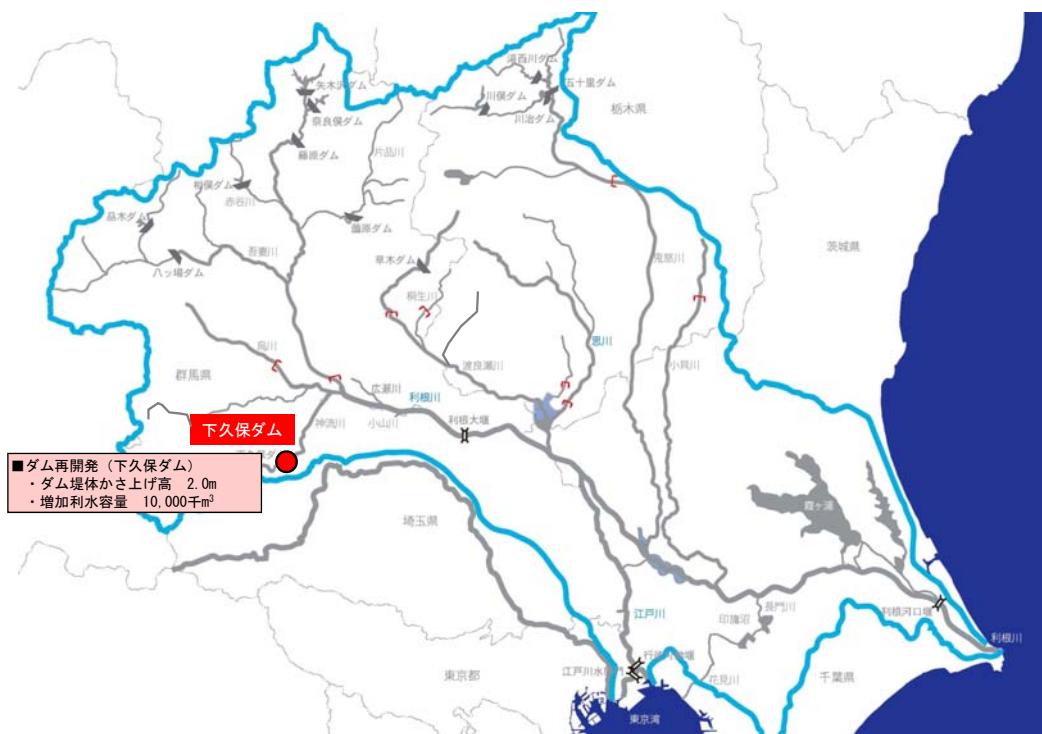
18

概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出

異常渇水時の緊急水の補給対策案の概要

【ケース1-1】

ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)



19

概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出

異常渇水時の緊急水の補給対策案の概要

【ケース2】

他用途ダム容量(治水容量)買い上げ



20

概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出

異常渇水時の緊急水の補給対策案の概要

【ケース3】

他用途ダム容量(発電容量)買い上げ



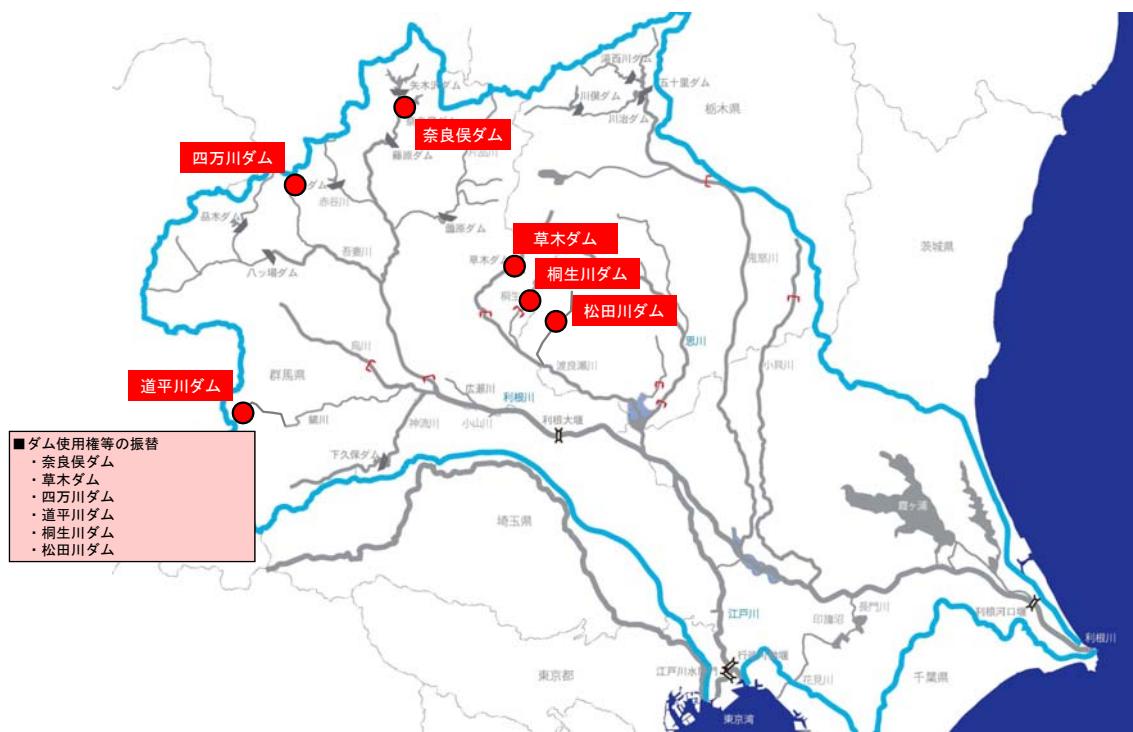
21

概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出

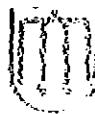
異常渇水時の緊急水の補給対策案の概要

【ケース4】

ダム使用権等の振替



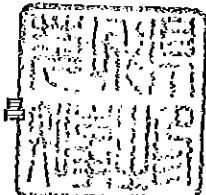
22



水土第408号
平成28年1月20日

国土交通省関東地方整備局長 殿
独立行政法人水資源機構理事長 殿

茨城県知事 橋本 昌



恩川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付け国関整河計第63号及び27ダ設第104号にて照会のあ
りましたのことについて、別紙のとおり回答します。



別紙

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する意見

① 団体名	茨城県企画部水・土地計画課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	029-301-2625	
④ 意見	対策案番号	意 見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	① ②～⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・採用すべき案であり、早期完成を要望する。 ・いずれの案も、具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案である。 ・コスト面、時間面からも、思川開発事業以外の案は考えられない。

別紙

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

① 団体名	茨城県 企画部水・土地計画課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	029-301-2625	
④ 意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①~⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番号	意 見
	①	・採用すべき案であり、早期完成を要望する。
	②~⑤	・いずれの案も、具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案である。 ・コスト面、時間面からも、思川開発事業以外の案は考えられない。

別紙

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見

① 団体名	茨城県 企画部水・土地計画課	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	029-301-2625	
④ 意見 (3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いします。)	対策案番号	意 見
	①	・採用すべき案であり、早期完成を要望する。
	②～⑤	・いずれの案も、具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案である。 ・コスト面、時間面からも、思川開発事業以外の案は考えられない。

古水第17号
平成28年1月15日

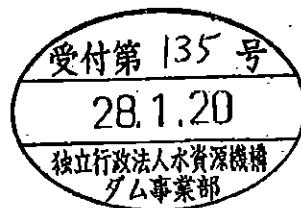
国土交通省 関東地方整備局長様
独立行政法人水資源機構理事長様

古河市長 菅谷 憲一郎



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見について

平成27年12月25日付国関整河計第63号並びに27ダ設第104号にて
照会のありました標記意見について、別紙のとおり回答いたします。



別紙

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 古河市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	古河市役所 上下水道部 水道課 (0280-76-1511)	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	①	・採用すべき案であり、早期に検証を終わらせ本体工事に着手することを要望する。
	②～⑤	・コスト面および時間面からも、実現性に乏しいと思われる。

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 古河市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	古河市役所 建設部 都市計画課 (0280-76-1511)	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番号	御意見
	①	・採用すべき案であり、早期に検証を終わらせ本体工事に着手することを要望する。
	②～⑥	・コスト面および時間面からも、実現性に乏しいと思われる。

別紙

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 古河市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	古河市役所 建設部 都市計画課 (0280-76-1511)	
④ 御意見 (3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いします。)	対策案番号 ①	御意見 ・採用すべき案であり、早期に検証を終わらせ本体工事に着手することを要望する。
	②～⑤	・コスト面および時間面からも、実現性に乏しいと思われる。

五上第184号
平成28年1月7日

国土交通省 関東地方整備局長様
独立行政法人 水資源機構理事長様

五霞町長 染谷森



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

国関整河計第63号及び27ダ設第104号により照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 思川開発事業の新規利水対策案に対する意見（別添2）
- 2 思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する意見（別添3）
- 3 思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見（別添4）



別紙

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	五霞町	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0280-84-3000	
④ 御意見 (1) 新規利 水対策案につ いて(御意見 を記入する際 は、御意見の 対象の対策案 番号①~⑤を 付記下さるよ うお願ひいた します。)	対策案番 号	御意見
		意見なし

別紙

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	五霞町	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0280-84-3000	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①~⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番 号	御意見
		意見なし

別紙

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

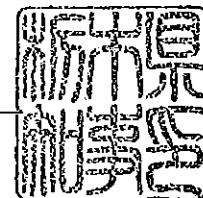
① 団体名	五霞町	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0280-84-3000	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さいるようお願いします。)		意見なし

砂水第209号

平成28年1月18日

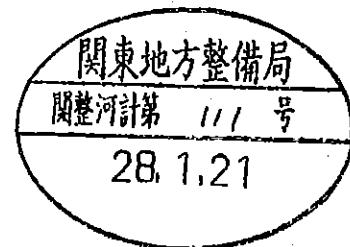
国土交通省関東地方整備局長 様

栃木県知事 福田富



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇
水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付け国関整河計第63号及び27ダ設第104号で依頼のあり
ました標題の件につきましては、(別添2)、(別添3)及び(別添4)により回答します。

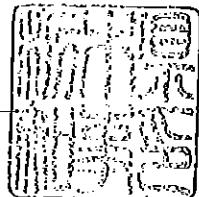


砂水第209号

平成28年1月18日

独立行政法人水資源機構理事長 様

栃木県知事 福田富



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常湯
水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付け国閥整河計第63号及び27ダ設第104号で依頼のあり
ました標題の件につきましては、（別添2）、（別添3）及び（別添4）により回答します。



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	栃木県	
② 相当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	028-623-2565	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いいたします。)	①	<p>○ 南摩ダム</p> <p>思川開発事業は昭和39年の予備調査開始以来、長期間にわたり水源地域の住民の多大なる協力の下に進められてきたものである。検証作業を早期に終結させ、本体工事に着手し、一刻も早い思川開発事業の完成を求める。</p> <p>示された対策案は、ダム案と比較して、大幅なコストの増加が見込まれるとともに、新たなる関係者との調整などにより、完成まで相当な期間を要することが明らかであり、ダム案以外の案は受け入れられない。</p> <p>なお、各案に対する個別意見は以下のとおりである。</p>
	②	<p>○ 地下水取水</p> <p>関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱で定める保全地域や観測地域である県南地域においては地盤沈下が継続しているので、周辺地域での地下水採取量の増大は地盤沈下が危惧される。また、本県は将来にわたり安全な水道水の安定供給を確保する観点から、表流水を確保するため利水参画しており、地下水取水案は対策案となり得ない。</p>
	②・④・⑤	<p>○ 湯西川ダムかさ上げ</p> <p>湯西川ダムは完成したばかりであり、新たな地元調整が必要となる案は受け入れられない。</p>
	③	<p>○ 他用途ダムの買い上げ(矢木沢ダム、藤原ダム、藪原ダム及び五十里ダムの治水容量)</p> <p>災害リスクが高まっている状況において、現在の治水安全度が低下する案は、受け入れられない。</p>
	⑤	<p>○ ダム使用権等の振替</p> <p>川治ダムの使用権は、将来の産業振興や、工業用水供給などのために必要であり、振り替えることはできない。</p> <p>松田川ダムの施設管理者としては、使用権者の判断に委ねる。</p>

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	栃木県	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	028-623-2565	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑤を付記下さるようお願いします。)	①	<p>○ 南摩ダム 思川開発事業は昭和39年の予備調査開始以来、長期間にわたり水源地域の住民の多大なる協力の下に進められてきたものである。検証作業を早期に終結させ、本体工事に着手し、一刻も早い思川開発事業の完成を求める。</p> <p>示された対策案は、ダム案と比較して、大幅なコストの増加が見込まれるとともに、新たなる関係者との調整などにより、完成まで相当な期間を要することが明らかであり、ダム案以外の案は受け入れられない。</p> <p>なお、各案に対する個別意見は以下のとおりである。</p>
	②・④・⑤	<p>○ 湯西川ダムかさ上げ 湯西川ダムは完成したばかりであり、新たな地元調整が必要となる案は受け入れられない。</p>
	③	<p>○ 他用途ダムの買い上げ(矢木沢ダム、藤原ダム、菌原ダム及び五十里ダムの治水容量) 災害リスクが高まっている状況において、現在の治水安全度が低下する案は、受け入れられない。</p>
	⑤	<p>○ ダム使用権等の振替 川治ダムの使用権は、将来の産業振興や、工業用水供給などのために必要であり、振り替えることはできない。 松田川ダムの施設管理者としては、使用権者の判断に委ねる。</p>

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	栃木県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	028-623-2565	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑤を付記下さい。)	①	<p>○ 南摩ダム 思川開発事業は昭和39年の予備調査開始以来、長期間にわたり水源地域の住民の多大なる協力の下に進められてきたものである。検証作業を早期に終結させ、本体工事に着手し、一刻も早い思川開発事業の完成を求める。</p> <p>示された対策案は、ダム案と比較して、大幅なコストの増加が見込まれるとともに、新たなる関係者との調整などにより、完成まで相当な期間を要することが明らかであり、ダム案以外の案は受け入れられない。</p> <p>なお、各案に対する個別意見は以下のとおりである。</p> <p>○ 他用途ダムの買い上げ(矢木沢ダム、藤原ダム及び園原ダムの治水容量) 災害リスクが高まっている状況において、現在の治水安全度が低下する案は、受け入れられない。</p> <p>○ ダム使用権等の振替 松田川ダムの施設管理者としては、使用権者の判断に委ねる。</p>



宮水管第1242-1号
平成28年 1月12日

国土交通省 関東地方整備局長様

宇都宮市上下水道事業管理者

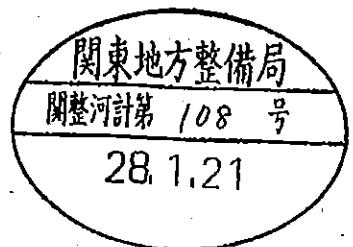
津田昌



思川開発事業の新規利水対策、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取の回答について

日頃より、宇都宮市水道事業にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案につきまして、
本市が関係しますダム再開発（かさ上げ）【湯西川ダム】の回答を別添2、別添3のとおり
といたしますのでよろしくお願ひ申し上げます。





宮水管第1242-2号

平成28年 1月12日

独立行政法人 水資源機構理事長様

宇都宮市上下水道事業管理者

津田昌

思川開発事業の新規利水対策、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取の回答について

目頃より、宇都宮市水道事業にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案につきまして、
本市が関係しますダム再開発（かさ上げ）【湯西川ダム】の回答を別添2、別添3のとおり
といたしますのでよろしくお願い申し上げます。



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	宇都宮市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	028-633-1506	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号 ②④⑤	御意見 ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ) 「湯西川ダムのかさ上げ」に伴う、当該事業による建設、維持管理に係る新たな負担金は認められない。 また、水利権に基づく取水への影響についても認められない。

(別添3)

【提出様式】

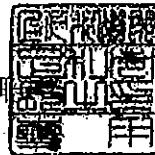
思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	宇都宮市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	028-633-1506	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意 見の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番 号 ②④⑤	御意見 ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ) 「湯西川ダムのかさ上げ」に伴う、当該事業による 建設、維持管理に係る新たな負担金は認められない。 また、水利権に基づく取水への影響についても認められ ない。

足上上第217号
平成28年 1月15日

国土交通省 関東地方整備局長 様

足利市長 和泉



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

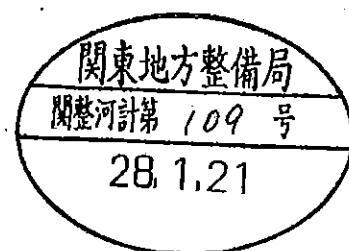
平成27年12月25日付、国関整河計第63号及び27ダ設第104号で
ご照会のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答しますのでよ
ろしくお願い申し上げます。

記

1 思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見
(別添2) のとおり

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見
(別添3) のとおり

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見
(別添4) のとおり



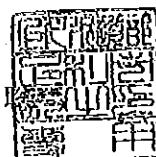
足利市上下水道部上下水道総務課	[Redacted]
[Redacted]	
〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目 2145	
TEL 0284-20-2207	
FAX 0284-21-2035	

足
利

足上上第217号
平成28年 1月15日

独立行政法人 水資源機構理事長様

足利市長 和泉



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付、国閥整河計第63号及び27ダ設第104号で
ご照会のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答しますのでよ
ろしくお願い申し上げます。

記

1 思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見
(別添2) のとおり

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見
(別添3) のとおり

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見
(別添4) のとおり



足利市上下水道部上下水道総務課

〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目 2145

T E L 0284-20-2207

F A X 0284-21-2035

別紙

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	足利市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0284-20-2207	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いいたします。)	⑤	<p>足利市は、思川開発事業の新規利水対策案⑤ケース4に記載されている「ダム使用権等の振替」が該当しております。</p> <p>足利市では、地下水の水質汚染により、必要な水量や水質が確保できなかった場合に備え、ダム使用権については、当面現状のまま保持していく考えであります。</p>

別紙

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	足利市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0284-20-2207	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番号 ⑤	御意見 足利市は、思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案⑤ケース4に記載されている「ダム使用権等の振替」が該当しております。 足利市では、地下水の水質汚染により、必要な水量や水質が確保できなかった場合に備え、ダム使用権については、当面現状のまま保持していく考えであります。

別紙

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	足利市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0284-20-2207	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いします。)	⑤	<p>足利市は、思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案⑤ケース4に記載されている「ダム使用権等の振替」が該当しております。</p> <p>足利市では、地下水の水質汚染により、必要な水量や水質が確保できなかった場合に備え、ダム使用権については、当面現状のまま保持していく考えであります。</p>

佐水工発第96号
平成28年1月8日

国土交通省 関東地方整備局長様

佐野市水道事業
市長 岡部正典



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付け国関整河計第63号、27ダ設第104号で依頼のありました表題の件につきまして別紙のとおり回答します。





佐水工発第96号

平成28年1月8日

独立行政法人 水資源機構理事長様

佐野市水道事業

市長 岡部正英



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付け国閥整河計第63号、27ダ設第104号で依頼のありました表題の件につきまして別紙のとおり回答します。



(別添 2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	佐野市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0283-22-1696	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑥を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号 ⑤ ケース4	御意見 危機管理上、耐震化等を優先して施設整備をしているが、今後、ダム使用権による取水を計画しているので、現状のまま保持していく。

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	佐野市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0283-22-1696	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番号 ⑤ ケース4	御意見 危機管理上、耐震化等を優先して施設整備をしてい るが、今後、ダム使用権による取水を計画しているの で、現状のまま保持していく。

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	佐野市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0283-22-1696	
④ 御意見 (3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いします。)	対策案番号 ⑤ ケース4	御意見 危機管理上、耐震化等を優先して施設整備をしているが、今後、ダム使用権による取水を計画しているので、現状のまま保持していく。

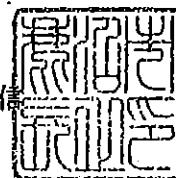


總第429号

平成28年1月20日

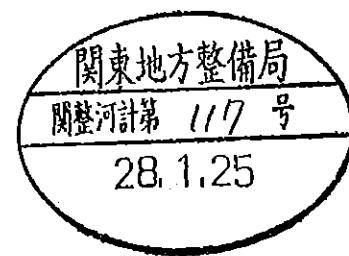
国土交通省 関東地方整備局長様

鹿沼市長 佐 藤 信



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付け国関整河計第63号及び27ダ設第104号で依頼のあり
ました標記の件につきましては、別添のとおり回答いたします。



鹿沼市 総務部 水資源対策課
〒322-8601
栃木県鹿沼市今宮町1688-1
電話 0289-63-2263
[Redacted]



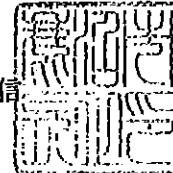
總第429号

平成28年1月20日

独立行政法人水資源機構理事長様

鹿沼市長 佐藤

信



恩川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

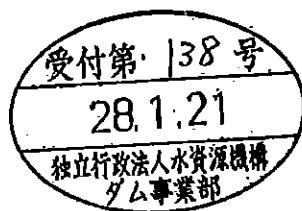
平成27年12月25日付け国関整河計第63号及び27ダ設第104号で依頼のあり
ました標記の件につきましては、別添のとおり回答いたします。

鹿沼市 総務部 水資源対策課

〒322-8601

栃木県鹿沼市今宮町1688-1

電話 0289-63-2263



別紙

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	鹿沼市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0289-63-2263	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
		思川開発事業では、地元住民らが長い年月をかけ協議をし、苦渋の決断の末に移転が完了した。 しかし、ダム検証により本体工事に着工できないため、本体工事に関する水源地域や取水導水地域の生活再建整備事業が遅れ、地域住民は不安を募らせている。 地域住民の心情にも配慮いただき、早期に検証作業を完了されることを要望する。
	②～⑤	いずれの対策案も①に比べてコストの増大が見込まれるものや、新たな地元調整、関係者との合意形成に相当な時間を要すると思われるものであることから、適当ではないと考える。
	②	本市は、過去に行った地下水調査の結果から、水道部門における地下水の適正利用量を定めており、ダムの利水量振り替えのために、これを越える地下水取水を行う対策案は認められない。

別紙

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	鹿沼市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0289-63-2263	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番 号	御意見
	②～⑥	<p>思川開発事業では、地元住民らが長い年月をかけ協議をし、苦渉の決断の末に移転が完了した。</p> <p>しかし、ダム検証により本体工事に着工できないため、本体工事に関連する水源地域や取水導水地域の生活再建整備事業が遅れ、地域住民は不安を募らせている。</p> <p>地域住民の心情にも配慮いただき、早期に検証作業を完了されることを要望する。</p> <p>いずれの対策案も①に比べてコストの増大が見込まれるものや、新たな地元調整、関係者との合意形成に相当な時間を要すると思われるものであることから、適当ではないと考える。</p>

別紙

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	鹿沼市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0289-63-2263	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さい。)	②～⑤	<p>思川開発事業では、地元住民らが長い年月をかけ協議をし、苦済の決断の末に移転が完了した。</p> <p>しかし、ダム検証により本体工事に着工できないため、本体工事に関連する水源地域や取水導水地域の生活再建整備事業が遅れ、地域住民は不安を募らせている。</p> <p>地域住民の心情にも配慮いただき、早期に検証作業を完了されることを要望する。</p> <p>いずれの対策案も①に比べてコストの増大が見込まれるものや、新たな地元調整、関係者との合意形成に相当な時間を要すると思われるものであることから、適当ではないと考える。</p>



小水第439号

平成28年1月20日

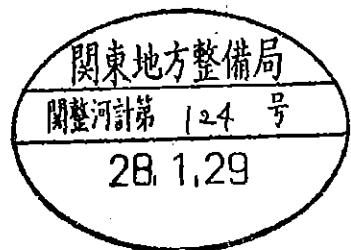
国土交通省 関東地方整備局長様

小山市長 大久保 寿夫



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について(回答)

平成27年12月25日付け国関整河計第63号及び27ダ設第104号をもって通知
のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。





小水第439号

平成28年1月20日

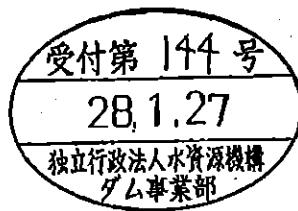
独立行政法人 水資源機構理事長様

小山市長 大久保 寿夫



恩川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について(回答)

平成27年12月25日付け国開整河計第63号及び27ダ設第104号をもって通知
のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



(別添 2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する意見

① 団体名	小山市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0285・24・7611	
④ 意見	対策案番号	意見
	②③④⑤	<p>②については、コストが示されているので、①の方が②より良いと判断します。</p> <p>③④⑤については、コストが示されていないので判断できかねますが、今後、安全度・コスト・実現性等を検討し、検証を進めていただきたい。</p>



日政第247号
平成28年(2016年)1月18日

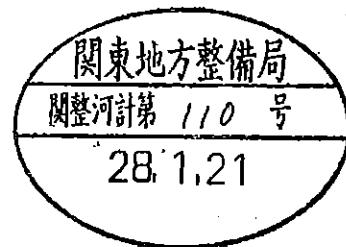
関東地方整備局長様

日光市長 斎藤 文未



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渴水時緊急水の補給対策案に対する意見聴取について(回答)

平成27年12月25日付け国関整河計第63号にて依頼がありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



日光市企画部総合政策課

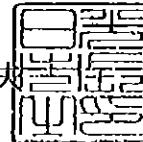
TEL0288-21-5131
Fax 0288-21-5109
Email : seisaku@city.nikko.lg.jp



日政第247号
平成28年(2016年)1月18日

水資源機構理事長 様

日光市長 斎藤 文夫



恩川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付け27ダ設第104号にて依頼がありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



日光市 企画部 総合政策課

TEL 0288-21-5131

Fax 0288-21-5109

Email : seisaku@city.nikko.lg.jp

別紙

(別添 2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	日光市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0288-21-5131	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑥を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号 ②・④・⑤ ③	御意見 ○湯西川ダムかさ上げ 湯西川ダムは、平成16年10月には下流利水者の水需要減により、ダム高を130mから119mに変更した経緯があり、再度の変更となる。 平成24年度に完成したばかりのダムであり、観光事業が軌道に乗りつつあるなど、地元住民の生活再建を進めている中で、地元住民の生活に負担を強いるかさ上げについて、受け入れることは困難である。 ○他用途ダムの買い上げ 治水安全度の低下につながることから、容認できない。 ○導水施設による思川流域への導水 平成12年に大谷川からの取水を取りやめた経緯があり、新たな地元調整が必要となる案は受け入れられない。

別紙

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	日光市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0288-21-5131	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①~⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番 号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①~⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	②・④・⑥	<input type="checkbox"/> 湯西川ダムかさ上げ 湯西川ダムは、平成16年10月には下流利水者の水 需要減により、ダム高を130mから119mに変更した 経緯があり、再度の変更となる。 平成24年度に完成したばかりのダムであり、観光 事業が軌道に乗りつつあるなど、地元住民の生活再建 を進めている中で、地元住民の生活に負担を強いるか さ上げについて、受け入れることは困難である。
	③	<input type="checkbox"/> 他用途ダムの買上げ 治水安全度の低下につながることから、容認できな い。
	②・③・④ ⑤	<input type="checkbox"/> 導水施設による思川流域への導水 平成12年に大谷川からの取水を取りやめた経緯が あり、新たな地元調整が必要となる案は受け入れられ ない。

(別添4)

【提出様式】

別紙

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	日光市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0288-21-5131	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さい。)		特になし

地政第 503-2号
平成28年1月19日

国土交通省
関東地方整備局長 様

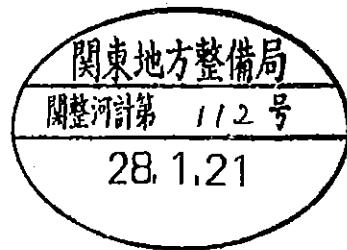
群馬県知事 大澤 正明
(地域政策課)



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付け国関整河計第63号で照会のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。

担当 土地・水対策室 [REDACTED]
ダイヤルイン 027-226-2362



地政第 503-2号
平成28年1月19日

独立行政法人
水資源機構理事長 様

群馬県知事 大澤 正明

(地域政策課)



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付け27ダ設第104号で照会のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。

[担当 土地・水対策室 ■■■]

ダイヤルイン 027-226-2362



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する意見

① 団体名	群馬県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	027-226-2362	
④ 御意見	対策案番号	意　見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いいたします。)	② ② ③ ⑤	<p>下久保ダム嵩上げによる水圧増加により、設計水圧を超過するため発電施設の改造が必要となり、多大な費用が必要となるため、認められない。</p> <p>下久保ダム流域の冬期降雪量は少ないため、雪解け水でダムの貯水位が上がることは期待できない。利水容量を増量した場合において、夏期需要の前に必要な貯水量を確保できるか疑問がある。</p> <p>奥利根流域に設置されている矢木沢ダム、菌原ダム、藤原ダムの洪水調節効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全度が不足しており、その向上に努めている中、代替措置なく、既設の治水容量を減らして利水容量に振り替えることは容認できない。</p> <p>新田山田水道は、奈良俣ダムに0.35m³/sの使用権を持っており、このうち、0.194m³/sが暫定水利権として許可されているが、残りの0.156m³/sは未許可となっている。この未許可分は、受水市町村との協定に基づき必要とされている権利であることから、振り替えは認められない。</p>

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

① 団体名	群馬県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	027-226-2362	
④ 御意見	対策案番号	意 見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて（御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑤ を付記下さる ようお願いし ます。）	② ③ ④ ⑤	<p>下久保ダム嵩上げによる水圧増加により、設計水圧を超過するため発電施設の改造が必要となり、多大な費用が必要となるため、認められない。</p> <p>下久保ダム流域の冬期降雪量は少ないため、雪解け水でダムの貯水位が上がることは期待できない。利水容量を増量した場合において、夏期需要の前に必要な貯水量を確保できるか疑問がある。</p> <p>奥利根流域に設置されている矢木沢ダム、箇原ダム、藤原ダムの洪水調節効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全度が不足しており、その向上に努めている中、代替措置なく、既設の治水容量を減らして利水容量に振り替えることは容認できない。</p> <p>新田山田水道は、奈良俣ダムに0.35m³/sの使用権を持っており、このうち、0.194m³/sが暫定水利権として許可されているが、残りの0.156m³/sは未許可となっている。この未許可分は、受水市町村との協定に基づき必要とされている権利であることから、振り替えは認められない。</p>

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見

① 団体名	群馬県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	027-226-2362	
④ 御意見	対策案番号	意 見
(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さい。)	②	<p>下久保ダム嵩上げによる水圧増加により、設計水圧を超過するため発電施設の改造が必要となり、多大な費用が必要となるため、認められない。</p> <p>下久保ダム流域の冬期降雪量は少ないため、雪解け水でダムの貯水位が上がることは期待できない。利水容量を増量した場合において、夏期需要の前に必要な貯水量を確保できるか疑問がある。</p>
	③	<p>奥利根流域に設置されている矢木沢ダム、齒原ダム、藤原ダムの洪水調節効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全度が不足しており、その向上に努めている中、代替措置なく、既設の治水容量を減らして利水容量に振り替えることは容認できない。</p>
	⑤	<p>新田山田水道は、奈良俣ダムに0.35m³/sの使用権を持っており、このうち、0.194m³/sが暫定水利権として許可されているが、残りの0.156m³/sは未許可となっている。この未許可分は、受水市町村との協定に基づき必要とされている権利であることから、振り替えは認められない。</p>

桐水工収第27・29号
平成28年 1月 7日

独立行政法人 水資源機構理事長様

桐生市長 亀山 豊文

思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について(回答)

日頃より本市の水道事業に対してご指導ご鞭撻をいただき感謝申し上げます。
平成27年12月25日付国閥整河計第63号及び27ダ設第104号で依頼のありました
思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急
水の補給対策案に対する意見聴取については、別紙のとおり回答いたします。



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	桐生市水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先	0277-46-1111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	意 見
(1) 新規利水対策について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	⑥	本市では、現在桐生川ダムの貯留権 (0.4 m ³ /s) を使用する新規浄水場の建設に着手しているため使用権の振替は考えておりません。

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持管理案に対する御意見

① 団体名	桐生市水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先	0277-46-1111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	意 見
流水の正常な機能の維持管理案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	⑥	本市では、現在桐生川ダムの貯留権 (0.4 m³/s) を使用する新規浄水場の建設に着手しているため使用権の振替は考えておりません。

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対するご意見

① 団体名	桐生市水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先	0277-46-1111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	意 見
(2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いいたします。)	⑥	本市では、現在桐生川ダムの貯留権 (0.4 m ³ /s) を使用する新規浄水場の建設に着手しているため使用权の振替は考えておりません。

中上発第108号
平成28年1月4日

国土交通省 関東地方整備局長様
独立行政法人 水資源機構理事長様

中之条町長 伊能正<sup>澤鹿県立
邊郡中之条
茶町役印
水道事業課</sup>
(上下水道課)

思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について(回答)

平成27年12月25日付け国関整河計第63号、27ダ設第104号
で照会のあった標記のことについて、別添のとおり回答いたします。



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	中之条町 上下水道課	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0279-75-8829	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	⑥	ダム使用権等の振替について ダム開発による水道用水は、町が必要として確保したものであります。 現在使用するために許可申請中であり、使用権の振替には応じられません。

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	中之条町 上下水道課	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0279-75-8829	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①~⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番号 ⑥	御意見 ダム使用権等の振替について ダム開発による水道用水は、町が必要として確保した ものであります。 現在使用するために許可申請中であり、使用権の振替 には応じられません。

(別添4)

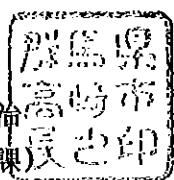
【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	中之条町 上下水道課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0279-75-8829	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さい）	⑤	<p>ダム使用権等の振替について</p> <p>ダム開発による水道用水は、町が必要として確保したものであります。</p> <p>現在使用するために許可申請中であり、使用権の振替には応じられません。</p>

第 2 8 0 - 6 号
平成 28 年 1 月 6 日

国土交通省 関東地方整備局長 殿
独立行政法人 水資源機構理事長 殿

群馬県高崎市
高崎市長 富岡 賢治 氏
(担当: 水道局経営企画課) 

思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渴
水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について(回答)

平成 27 年 12 月 25 日付け国関整河計第 63 号並びに 27 ダ設第 104 号にて貴
職より照会がありました、思川開発事業の検証に係る標記対策案について、別紙提出様
式のとおり回答いたします。



《問い合わせ》

〒 370-8501

群馬県高崎市高松町 35 番地 1

高崎市水道局経営企画課 [REDACTED]

電話: 027-321-1282 (直通)

FAX: 027-326-4027

メール: s-keieikikaku@city.takasaki.lg.jp

別紙

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	高崎市水道局	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	027(321)1282	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	⑤	新規利水対策案⑤のダム使用権等の振替について、下記のとおり意見を申し上げます。 記 必要な水道水源として確保したものであり、振替はできません。

別紙

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	高崎市水道局	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	027(321)1282	
④ 御意見 (2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いします。)	対策案番号 ⑤	御意見 流水の正常な機能の維持対策案⑤のダム使用権等の振替について、下記のとおり意見を申し上げます。 記 必要な水道水源として確保したものであり、振替はできません。

別紙

(別添4)

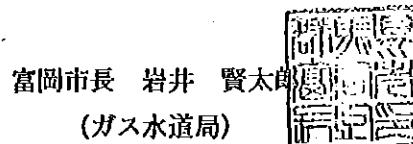
【提出様式】

思川開発事業の異常渴水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	高崎市水道局	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	027(321)1282	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(3) 異常渴水時の緊急水の補給対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さい）	⑤	<p>異常渴水時の緊急水の補給対策案⑤について、下記のとおり意見を申し上げます。</p> <p>記</p> <p>必要な水道水源として確保したものであり、振替はできません。</p>

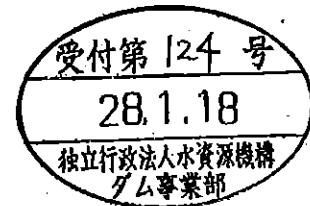
富ガ水第207号
平成28年1月15日

国土交通省 関東地方整備局長様
独立行政法人 水資源機構理事長様



恩川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持管理対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見書の提出について

平成27年12月25日付国関整河計第63号 27ダ設第104号で依頼のありました
標記の意見書について、別紙のとおり回答いたします。



【提出様式】

(別添2)

恩川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

①団体名	富岡市ガス水道局	
②担当者名		
③連絡先(TEL)	0274-64-1151	
④御意見	対策案番号	御意見
(1)新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	⑤	ダム使用権は、将来推計により設定した数値であり、市民の財産として将来も必要なものなので、ダム使用権の振替は考えられない。

【提出様式】

(別添3)

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

①団体名	富岡市ガス水道局	
②担当者名	[REDACTED]	
③連絡先(TEL)	0274-64-1161	
④御意見	対策案番号	御 意 見
(2) 流水の正常な機能 の維持対策案につ いて（御意見を記 入する際は、御意 見の対象の対策案 番号①～⑤を付記 下さるようお願い します。）	⑤	ダム使用権は、将来推計により設定した数値 であり、市民の財産として将来も必要なものな ので、ダム使用権の振替は考えられない。

【提出様式】

(別添4)

思川開発事業の異常湯水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

①団体名	富岡市ガス水道局	
②担当者名	[REDACTED]	
③連絡先(TEL)	0274-64-1151	
④御意見 (3)異常湯水時の緊急 水の補給対策案 について(御意見 を記入する際は、 御意見の対象の 対策案番号①～ ⑤を付記下さる ようお願いしま す。)	対策案番号 ⑤	御意見 ダム使用権は、将来推計により設定した数値 であり、市民の財産として将来も必要なものな ので、ダム使用権の振替は考えられない。

藤土木収第493号
平成28年1月15日

国土交通省 関東地方整備局長 様

独立行政法人 水資源機構理事長 様

群馬県

藤岡市長 新井利明



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴衆について（回答）

平成27年12月25日付け国関整河計第63号及び27ダム設第104号
にて意見聴取のあった標記の件について、別紙のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する意見

① 団体名	群馬県藤岡市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0274-22-1211 [REDACTED]	
④ 意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	②	<p>『下久保ダムかさ上げ』について 下久保ダムのかさ上げにより、以下のような影響が懸念されるところであり、詳細な検討に入る際には、当市への密な連絡と、これらの影響を慎重に検討していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ダムを活用した地域活性化への影響 ダムや湖面を利用した様々な地域活性化策を進めているところであり、これら事業への影響が懸念される。・湖面利用者への影響 漁業協同組合やボート組合が釣りやボート遊びなどに利用しており、これら利用への影響が懸念される。 <p>また、下久保ダムのかさ上げを実施する場合には、周辺への影響が大きいことから、八ツ場ダムと同等な周辺整備を実施していただきたい。</p> <p>さらに、下久保ダムの下流周辺の譲原地区は、地すべり防止区域に指定されていることから、この地域の安全対策も十分に検証していただきたい。</p>

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	群馬県藤岡市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0274-22-1211	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①~⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	②	新規利水対策案と同じ

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

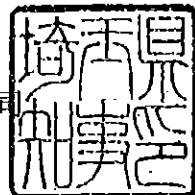
① 団体名	群馬県藤岡市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0274-22-1211	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さい るようお願いします。)	②	新規利水対策案と同じ

土水政第726号
平成28年1月20日

国土交通省 関東地方整備局長
独立行政法人 水資源機構理事長

} 様

埼玉県知事 上田 清司



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付け国閥整河計第63号及び27ダ設第104号で照会のあ
りました標記の件について、別添のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	埼玉県企画財政部土地水政策課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	048-830-2190	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	①～⑤	<p>いずれの対策案についても、概算事業費(②を除く)、利水負担及び工期が示されておらず、いずれが最適か検討することは困難である。</p> <p>今後、各対策案の比較検討に当たっては、概算事業費、利水負担及び工期等について示すことが必要と考える。</p> <p>なお、③治水容量の買い上げ案については、治水安全度の低下を招くことのないよう、治水への影響も併せて検討する必要がある。</p> <p>また、⑥ダム使用権の振替については、本県が参画している奈良俣ダム・草木ダムについて、本県のダム使用権からの振替はできないものと考えている。</p>

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	埼玉県企画財政部土地水政策課	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	048-830-2190	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①~⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番号 ①~⑤	御意見 いずれの対策案についても、概算事業費(②を除く)、利水負担及び工期が示されておらず、いずれが最適か検討することは困難である。 今後、各対策案の比較検討に当たっては、概算事業費、利水負担及び工期等について示すことが必要と考える。 なお、③治水容量の買い上げ案については、治水安全度の低下を招くことのないよう、治水への影響も併せて検討する必要がある。 また、⑤ダム使用権の振替については、本県が参画している奈良俣ダム・草木ダムについて、本県のダム使用権からの振替はできないものと考えている。

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

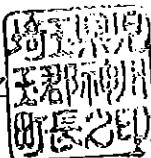
① 団体名	埼玉県企画財政部土地水政策課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	048-830-2190	
④ 御意見 (3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さいをお願いします。)	対策案番号 ①～⑤	御意見 いずれの対策案についても、概算事業費(②を除く)、利水負担及び工期が示されておらず、いずれが最適か検討することは困難である。 今後、各対策案の比較検討に当たっては、概算事業費、利水負担及び工期等について示すことが必要と考える。 なお、③治水容量の買い上げ案については、治水安全度の低下を招くことのないよう、治水への影響も併せて検討する必要がある。 また、⑤ダム使用権の振替については、本県が参画している奈良俣ダム・草木ダムについて、本県のダム使用権からの振替はできないものと考えている。

神役発第1421号
平成28年1月 15日

国土交通省
関東地方整備局長 石川 雄一 様

独立行政法人
水資源機構理事長 甲村 謙友 様

神川町長 清水 雅之

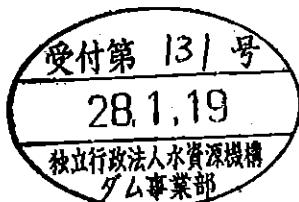


思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付け国閥整河計第63号・27ダ設第104号で照会のあり
ました標記の件につきましては下記のとおりです。

記

別紙のとおり回答します。



担当 建設課 [REDACTED]
電話 0495-77-0702
FAX 0495-77-1268

別紙

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	神川町	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0495-77-0702	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	②	<p>下久保ダムは完成から約50年経過していることから、老朽化の進む既設ダムの安全性評価、施工方法、施工期間中の貯水運用計画とダムの安定性等、改修工事に伴う課題について詳細な検討が必要であると考えます。</p> <p>また、下久保ダム左岸(藤岡市譲原地先)の南向き斜面は地すべり地形となっており、直轄地すべり対策事業が継続中であることから、地下水位の変動や貯水量の増加などの周辺環境に影響を及ぼすダムの嵩上げ工事は、甚大な災害を引き起こすことが懸念されます。</p> <p>下久保ダム周辺は、ダム周辺には神流湖を見下ろす冬桜が有名な城峰公園や国指定天然記念物の三波石峠があり、観光拠点であることからダム嵩上げ工事による自然環境や地域社会に与える様々な影響の調査との対策についても検討するよう要望します。</p> <p>その他、町内において「工事実施にあたっては現状と同様に大型バス(観光バス)の通行を確保してもらいたい」、「現状でも右岸側(神川町矢納地先)は浸水の可能性があるのに、ダムの嵩上げにより今以上に水位が上るのは心配だ」、「嵩上げ工事よりもダムに堆積土砂を除去した方が、効果があると思う」など様々な意見もあることから、計画の推移や事業の推進に際しては、関係自治体や周辺住民への情報提供と協議をお願いします。</p>

別紙

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	神川町	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0495-77-0702	
④ 御意見 (2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑤を付記下さるようお願いします。)	対策案番号	御意見
	②	<p>下久保ダムは完成から約50年経過していることから、老朽化の進む既設ダムの安全性評価、施工方法、施工期間中の貯水運用計画とダムの安定性等、改修工事に伴う課題について詳細な検討が必要であると考えます。</p> <p>また、下久保ダム左岸(藤岡市譲原地先)の南向き斜面は地すべり地形となっており、直轄地すべり対策事業が継続中であることから、地下水位の変動や貯水量の増加などの周辺環境に影響を及ぼすダムの嵩上げ工事は、甚大な災害を引き起こすことが懸念されます。</p> <p>下久保ダム周辺は、ダム周辺には神流湖を見下ろす冬桜が有名な城峰公園や国指定天然記念物の三波石峠があり、観光拠点であることからダム嵩上げ工事による自然環境や地域社会に与える様々な影響の調査との対策についても検討するよう要望します。</p> <p>その他、町内において「工事実施にあたっては現状と同様に大型バス(観光バス)の通行を確保してもらいたい」、「現状でも右岸側(神川町矢納地先)は浸水の可能性があるのに、ダムの嵩上げにより今以上に水位が上るのは心配だ」、「嵩上げ工事よりもダムに堆積土砂を除去した方が、効果があると思う」など様々な意見もあることから、計画の推移や事業の推進に際しては、関係自治体や周辺住民への情報提供と協議をお願いします。</p>

別紙

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

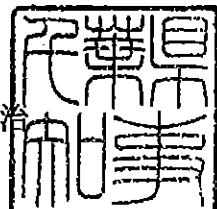
① 団体名	神川町	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0495-77-0702	
④ 御意見 (3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いします。)	対策案番号	御意見
	②	<p>下久保ダムは完成から約50年経過していることから、老朽化の進む既設ダムの安全性評価、施工方法、施工期間中の貯水運用計画とダムの安定性等、改修工事に伴う課題について詳細な検討が必要であると考えます。</p> <p>また、下久保ダム左岸(藤岡市譲原地先)の南向き斜面は地すべり地形となっており、直轄地すべり対策事業が継続中であることから、地下水位の変動や貯水量の増加などの周辺環境に影響を及ぼすダムの嵩上げ工事は、甚大な災害を引き起こすことが懸念されます。</p> <p>下久保ダム周辺は、ダム周辺には神流湖を見下ろす冬桜が有名な城峰公園や国指定天然記念物の三波石峠があり、観光拠点であることからダム嵩上げ工事による自然環境や地域社会に与える様々な影響の調査とその対策についても検討するよう要望します。</p> <p>その他、町内において「工事実施にあたっては現状と同様に大型バス(観光バス)の通行を確保してもらいたい」、「現状でも右岸側(神川町矢納地先)は浸水の可能性があるのに、ダムの嵩上げにより今以上に水位が上がるのは心配だ」、「嵩上げ工事よりもダムに堆積土砂を除去した方が、効果があると思う」など様々な意見もあることから、計画の推移や事業の推進に際しては、関係自治体や周辺住民への情報提供と協議をお願いします。</p>



水政第348号
河整第246号
平成28年1月19日

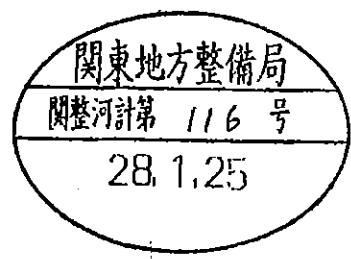
国土交通省関東地方整備局長様

千葉県知事 鈴木 栄治



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について
(回答)

平成27年12月25日付け国関整河計第63号で依頼のあったことについては、別紙のとおり回答します。

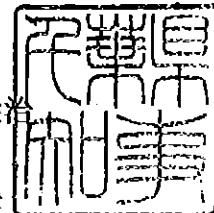




水政第348号
河整第246号
平成28年1月19日

独立行政法人水資源機構理事長様

千葉県知事 鈴木 栄治



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について
(回答)

平成27年12月25日付け27ダ設第104号で依頼のあったことについては、別紙のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

恩川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	千葉県	
② 担当者名	[REDACTED] [REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	水政課 043-223-2273 河川整備課 043-223-3173	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	②、③、 ④、⑤	対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等について、十分配慮するとともに、利根川・江戸川河川整備計画や、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないよう、慎重に評価するようお願いしたい。

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	千葉県	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	水政課 043-223-2273 河川整備課 043-223-3173	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑥を付記下さるようお願いします。)	②、③、 ④、⑤	対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等について、十分配慮するとともに、利根川・江戸川河川整備計画や、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないよう、慎重に評価するようお願いしたい。

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	千葉県	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	水政課 043-223-2273 河川整備課 043-223-3173	
④ 御意見 (3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対策案番号①～⑥を付記下さい るようお願いします。)	対策案番号 ③、⑥	御意見 対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等について、十分配慮するとともに、利根川・江戸川河川整備計画や、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないよう、慎重に評価するようお願いしたい。

11月
18日

27都市政広第651号
平成28年1月20日

国土交通省 関東地方整備局長
独立行政法人 水資源機構理事長 殿

東京都 知事



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の
緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付、国関整河計第63号及び27ダ設第104号で照会のあった標
記の件については、別紙のとおり回答します。



別紙

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	03-5320-6340	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑥を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号 ②	御意見 下久保ダムかさ上げ案には、施工方法や工事中のダム運用等の具体的な記載がなく、既存の利水者の取水や費用負担等への影響が不明確であるため、具体的な検討に際しては、既存の利水者に影響がないよう計画するとともに、計画が具体化された場合には、関係者との協議・調整を十分に行うこと。

別紙

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	03-5320-5411	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号 ③	御意見 抽出されている代替案の中に、『他用途ダム容量(治水容量)買い上げ』とあるが、治水上必要な機能を確保することも重要であると考える。治水計画との整合を確実に図ったうえで、詳細検討を進めていただきたい。

別紙

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	03-5388-3228	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・検証をすみやかに終了させ、一日もはやく事業を完了させること。 ・徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。

別紙

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	03-5320-6340	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意 見の対象の対策 案番号①~⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番号 ②	御意見 下久保ダムかさ上げ案には、施工方法や工事中の ダム運用等の具体的な記載がなく、既存の利水者の 取水や費用負担等への影響が不明確であるため、具 体的な検討に際しては、既存の利水者に影響がない よう計画するとともに、計画が具体化された場合に は、関係者との協議・調整を十分に行うこと。

別紙

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	03-5320-5411	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番 号	御意見
	③	抽出されている代替案の中に、『他用途ダム容量(治 水容量)買い上げ』とあるが、治水上必要な機能を確 保することも重要であると考える。治水計画との整合 を確実に図ったうえで、詳細検討を進めていただき たい。

別紙

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	03-5388-3228	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番 号	御意見
	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・検証をすみやかに終了させ、一日もはやく事業を完 了させること。 ・徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努める こと。

別紙

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	03-5320-6340	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いします。）	②	下久保ダムかさ上げ案には、施工方法や工事中のダム運用等の具体的な記載がなく、既存の利水者の取水や費用負担等への影響が不明確であるため、具体的な検討に際しては、既存の利水者に影響がないよう計画するとともに、計画が具体化された場合には、関係者との協議・調整を十分に行うこと。

別紙

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	03-5320-5411	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いします。)	(3)	抽出されている代替案の中に、『他用途ダム容量(治水容量)買い上げ』とあるが、治水上必要な機能を確保することも重要であると考える。治水計画との整合を確実に図ったうえで、詳細検討を進めていただきたい。

別紙

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-5388-3228	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さい）	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・検証をすみやかに終了させ、一日もはやく事業を完了させること。 ・徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。

北水企業第434号
平成28年1月6日

国土交通省関東地方整備局長 様
独立行政法人 水資源機構理事長 様

北千葉広域水道企業團

企業長 古澤昭彦

思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渴水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付け国開整河計第63号及び27ダ設第104号で照会のありましたこのことについて、別紙のとおり回答します。



思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	北千葉広域水道企業団	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先 (TEL)	04-7159-4231	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	① ②～⑤	<p>思川開発事業は、当企業団にとって利水上必要な事業であることから、十分な検証を行い、コスト縮減を図るとともに速やかにダム本体工事に着手されるよう要請する。</p> <p>思川開発事業の代替とするならば、完成までの期間及び財源措置を含めた利水参画者の実負担額は、現計画における条件の範囲内であることが前提となるが、工期・コスト等の点で課題は多いものと考えられる。</p>

平成28年1月18日

国土交通省 関東地方整備局
局長 石川 雄一 殿

独立行政法人 水資源機構
理事長 甲村 謙友 殿

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直志



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見について

平成27年12月25日付け文書（国関整河計第63号、27ダ設第104号）にて、
ご依頼のありました標記の意見聴取につきまして、別紙のとおり、回答いたします。

以上



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	東京電力株式会社	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-6373-1111(代)	
④ 御意見 (1) 新規 利水対策案 について (御意見を 記入する際 は、御意見 の対象の対 策案番号① ～⑤を付記 下さるよう お願いいいた します。)	対策案番 号	御意見
	④	<p>・対策案④に示す「他用途ダム容量の買い上げ」(矢木沢ダム発電容量、須田貝ダム発電容量、丸沼ダム発電容量)は、当社事業運営のほか、社会的影響が大きく、以下の理由より、当社は標記対策案とすることに応じかねます。</p> <p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水力発電は、純国産の再生可能エネルギーであり、電力のベースロード電源の役割を果たしている。また、環境面においてもCO₂を発生しないクリーンエネルギーとして重要性が非常に高い。 ・「水力発電容量の買い上げ」を対策案とした場合、電力安定供給のため、減少電力に対しては、火力発電の新增設による代替電源を確保する必要があり、CO₂排出量の増加が懸念される。 ・国のエネルギー政策では、2030年度のエネルギーミックス達成に向けて、2016年度からのエネルギー供給構造高度化法の新基準について、非化石電源の発電電力量比率目標を原則44%以上とすることを検討しており、化石燃料に依存しない電力の確保が求められている。 ・以上より「水力発電容量の買い上げ」を標記事業の対策案とすることは、「電力安定供給」、「環境対策」、「エネルギー政策」など、当社事業運営のほか、広く社会に与える影響が大きく、選択肢として適切ではないものと思料される。

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	東京電力株式会社	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	03-6373-1111(代)	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番 号	御意見
	④	<p>・対策案④に示す「他用途ダム容量の買い上げ」(矢木沢ダム発電容量、須田貝ダム発電容量、丸沼ダム発電容量)は、当社事業運営のほか、社会的影響が大きく、以下の理由より、当社は標記対策案とすることに応じかねます。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・水力発電は、純国産の再生可能エネルギーであり、電力のベースロード電源の役割を果たしている。また、環境面においてもCO₂を発生しないクリーンエネルギーとして重要性が非常に高い。・「水力発電容量の買い上げ」を対策案とした場合、電力安定供給のため、減少電力に対しては、火力発電の新增設による代替電源を確保する必要があり、CO₂排出量の増加が懸念される。・国のエネルギー政策では、2030年度のエネルギーミックス達成に向けて、2016年度からのエネルギー供給構造高度化法の新基準について、非化石電源の発電電力量比率目標を原則44%以上とすることを検討しており、化石燃料に依存しない電力の確保が求められている。・以上より「水力発電容量の買い上げ」を標記事業の対策案とすることは、「電力安定供給」、「環境対策」、「エネルギー政策」など、当社事業運営のほか、広く社会に与える影響が大きく、選択肢として適切ではないものと思料される。

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	東京電力株式会社	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	03-6373-1111(代)	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いします。）	④	<p>・対策案④に示す「他用途ダム容量の買い上げ」（矢木沢ダム発電容量、須田貝ダム発電容量、丸沼ダム発電容量）は、当社事業運営のほか、社会的影響が大きく、以下の理由より、当社は標記対策案とすることに応じかねます。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・水力発電は、純国産の再生可能エネルギーであり、電力のベースロード電源の役割を果たしている。また、環境面においてもCO₂を発生しないクリーンエネルギーとして重要性が非常に高い。・「水力発電容量の買い上げ」を対策案とした場合、電力安定供給のため、減少電力に対しては、火力発電の新增設による代替電源を確保する必要があり、CO₂排出量の増加が懸念される。・国のエネルギー政策では、2030年度のエネルギーミックス達成に向けて、2016年度からのエネルギー供給構造高度化法の新基準について、非化石電源の発電電力量比率目標を原則44%以上とすることを検討しており、化石燃料に依存しない電力の確保が求められている。・以上より「水力発電容量の買い上げ」を標記事業の対策案とすることは、「電力安定供給」、「環境対策」、「エネルギー政策」など、当社事業運営のほか、広く社会に与える影響が大きく、選択肢として適切ではないものと思料される。